

第七十一回国会
衆議院

商工委員会公害対策並びに環境保全特別委員会連合審査会議録

第一号

昭和四十八年三月二十七日(火曜日)

午後零時三十二分開議

出席委員

商工委員会

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村佐近四郎君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 稲村 利幸君

理事 木部 佳昭君

理事 塩崎 潤君

理事 田中 榮一君

理事 岡田 哲児君

理事 佐野 進君

理事 渡辺 三郎君

理事 松尾 信人君

公害対策並びに環境保全特別委員会

委員長 佐野 憲治君

理事 稻村佐近四郎君

理事 島本 虎三君

理事 羽田野忠文君

理事 幸助君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

國務大臣 (環境庁長官) 三木 武夫君

出席政府委員

内閣法制局第四 別府 正夫君

部長 環境政務次官 坂本三十次君

局長 環境庁企画調整 船後 正道君

局長 環境庁水質保全 岡安 誠君

局長 厚生省環境衛生 浦田 純一君

第一類第九号(附屬の一)

商工委員会公害対策並びに環境保全特別委員会連合審査会議録第一号

昭和四十八年三月二十七日

厚生省業務局長 松下 廉蔵君
農林大臣官房技 遠藤 寛二君
術審議官
通商産業政務次 塩川正十郎君
官
通商産業省公害 青木 慎三君
保安局長
通商産業省鉱山 外山 弘君
石炭局長
労働省労働基準 北川 俊夫君
局安全衛生部長 松村 賢吉君
建設省河川局長

委員外の出席者

環境庁企画調整 山本 宜正君
局公害保健課長
環境庁水質保全 山村 勝美君
局水質管理課長
環境庁水質保全 太田 耕二君
局水質規制課長
環境庁水質保全 松山 良三君
局土壌農薬課長
通商産業省公害 藤沼 美夫君
保安局長
商工委員会調査 藤沼 六郎君
室長
特別委員会調査 綿貫 敏行君
室長

本日の会議に付した案件

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案(内閣提出第八〇号)

〔浦野商工委員長、委員長席に着く〕

○浦野委員長 これより商工委員会公害対策並びに環境保全特別委員会連合審査会を開会いたします。先例によりまして、私が委員長の職務を行ない

ます。
内閣提出、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法案の両案を議題とし、審査を行ないます。

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案
金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律

金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

金属鉱業事業団法
第一条中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改め、「資すること」の下に「並に金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行ない、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全と金属鉱業等の健全な発展とに寄与すること」を加える。
第二条及び第六条中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。
第八条第一項中「二人」を「四人」に改める。
第十八条第一項中第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け
八 金属鉱業等(通商産業省令で定める金属鉱業及び非金属鉱業をいう。以下同じ。)による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け

九 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金に係る債務の保証
十 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導
第十八条第一項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務
第十八条に次の一項を加える。
三 事業団は、第一項第十二号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
第十九条第一項中「前条第一項第一号」の下に「及び第八号」を加え、「これに」を「これらに」改める。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「金属鉱物探鉱債券」を「金属鉱業債券」に改める。
第三十二条第一号中「第十九条第一項」を「第十八条第三項、第十九条第一項」に改め、同条第二号中「第十八条第二項」を「第十八条第一項第八号若しくは第二項」に改める。
第三十五条中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過規定)

第二条 金属鉱物探鉱促進事業団は、この法律の施行の時にあって、金属鉱業事業団となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に金属鉱業事業団という名称を用いている者については、改正後の金属鉱業事業団法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探

鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項を次のように改める。

金属鉱業事業団 金属鉱業事業団法(昭和

三十八年法律第七十八号)

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項を次のように改める。

金属鉱業事業団 金属鉱業事業団法(昭和

三十八年法律第七十八号)

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中金属鉱物探鉱促進事業団の項を次のように改める。

金属鉱業事業団 金属鉱業事業団法(昭和

三十八年法律第七十八号)

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「三 金属鉱物探鉱促進事業団

金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)を「三 金属鉱業事業団

金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七

十八号)に改める。

(行政官庁設置法の一部改正)

第十一条 行政官庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。

理由

金属鉱業等による鉱害の現状とその防止に関する社会的要請に鑑み、金属鉱業等による鉱害の防止を促進するため、金属鉱物探鉱促進事業団に金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付業務等を行なわせることとし、及びこれに伴い、同事業団の名称を金属鉱業事業団に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案

金属鉱業等鉱害対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「金属鉱業等」という。)の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実な実施を図るため、鉱害防止積立金の制度を設けるとともに、使用済みのこれらの施設について鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び

生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金属鉱物等」とは、銅鉱、鉛鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、砒鉱、いおうその他その採掘及びこれに附属する選鉱、製錬等の事業が終了した後においても坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれが多いものとして通商産業省令で定める鉱物をいう。

2 この法律において「採掘権」又は「租鉱権」とは、金属鉱物等を目的とする採掘権又は租鉱権をいい、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、金属鉱物等を目的とする採掘権又は租鉱権を有する者をいう。

3 この法律において「特定施設」とは、金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場(その使用の終了後に坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれがないものとして通商産業省令で定めるものを除く。)をいう。

4 この法律において「鉱害防止事業」とは、坑道の坑口の閉そく事業、捨石又は鉱さいの集積場の覆土、植栽等の事業その他特定施設の使用の終了後における坑水又は廃水による鉱害を防止するために行なわれる事業をいう。

(処分等の効力)

第三条 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者又は租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の相続人その他の一般承継人に対しても、その効力を有する。

2 採掘権の譲渡又は租鉱権の消滅があつたときは、この法律の規定によつてした手続その他の行為は、当該採掘権の譲受人又は当該租鉱権の消滅に係る採掘権者の相続権者に対しても、その効力を有する。

(使用済特定施設に係る鉱害防止事業に関する基本方針)

第四条 通商産業大臣は、この法律の施行前に使用を終了している特定施設(以下「使用済特定施設」という。)に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期及び事業量その他使用済特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

3 通商産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、環境庁長官に協議し、かつ、中央鉱山保安協議会の意見をきかなければならない。

4 通商産業大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 通商産業大臣は、第二条第一項の通商産業省令の改正により一の鉱物が金属鉱物等となつたときは、当該鉱物に係る特定施設であつて当該鉱物が金属鉱物等となつた日前に使用を終了しているものに係る鉱害防止事業の実施に関する部分を基本方針に追加するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(使用済特定施設鉱害防止事業計画の届出等)

第五条 採掘権者又は租鉱権者は、鉱山保安法第四十条の規定により措置を講じなければならないものとされる使用済特定施設(前条第五項に規定する特定施設を含む。以下同じ。)に係る鉱害防止事業について、通商産業省令で定めるところにより、使用済特定施設鉱害防止事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 事業計画には、使用済特定施設ごとに、実施しようとする鉱害防止事業の内容、その実施の時期その他の通商産業省令で定める事項を記載するとともに、使用済特定施設の配置図その他の通商産業省令で定める書面を添附しなければならない。

3 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、第一項の規定による届出があつた場合において、届出に係る事業計画(同項の規定による変更

の届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。が基本方針に照らし不適切であると認めるとき、又は当該使用済特定施設に係る坑水又は廃水による鉱害を防止するため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から九十日以内に限り、当該採掘権者又は租鉱権者に對し、その事業計画の変更を命ずることができ

4 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、採掘権者又は租鉱権者が第一項の規定による届出に係る事業計画に従つて鉱害防止事業を実施してないとき、又は、鉱山保安法の規定による措置をとるものとする。

(資金の確保)

第六條 国は、前条第一項の規定による届出に係る事業計画に従つて鉱害防止事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(鉱害防止積立金の積立て)

第七條 採掘権者又は租鉱権者は、毎年度、鉱山保安法第四條の規定により措置を講じなければならぬものとされる特定施設(使用済特定施設を除く。第十四條第一項を除き、以下同じ。)ごとに、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が第四項の規定により通知する額の金銭を鉱害防止積立金として積み立てなければならぬ。

2 鉱害防止積立金の積立ては、通商産業省令で定めるところにより、金属鉱業事業団にしなければならない。

3 鉱害防止積立金は、金属鉱業事業団が管理する。

4 鉱害防止積立金の額は、当該特定施設に係る鉱害防止事業に必要な費用の額及び当該特定施設の使用期間を基礎とし、通商産業省令で定める算定基準に従い、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が算定して通知する額とする。

第八條 金属鉱業事業団は、通商産業省令で定め

るところにより、鉱害防止積立金に利息を付さなければならない。

(取りもどし)

第九條 採掘権者若しくは租鉱権者又は採掘権者若しくは租鉱権者であつた者は、鉱害防止積立金の積立てをしていない特定施設について、鉱害防止事業を実施するときその他当該特定施設に係る鉱害防止積立金を積み立てておく必要がないものとして通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、当該特定施設に係る鉱害防止積立金を取りもどすことができる。

(承継等)

第十條 採掘権者又は租鉱権者について相続その他の一般承継があつたときは、これらの者が積み立てた鉱害防止積立金は、これらの者の相続人その他の一般承継人が積み立てたものとみなす。

2 採掘権の譲渡があつたときは、当該採掘権者が積み立てた鉱害防止積立金は、当該採掘権の譲受人が積み立てたものとみなす。

3 租鉱権の消滅があつたときは、当該租鉱権者が積み立てた鉱害防止積立金は、当該租鉱権の消滅に係る採掘権者の積み立てたものとみなす。

(通商産業省令への委任)

第十一條 第七條から前条までに定めるもののほか、鉱害防止積立金の積立て及び取りもどしに關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(鉱業の停止)

第十二條 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、採掘権者又は租鉱権者が次の各号の一に該當するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に對し、一年以内の期間を定めて、その鉱業の停止を命ずることができる。

一 第五條第一項の規定に違反したとき。

二 第五條第三項の規定による命令に違反したとき。

三 第七條第一項の規定による積立てをしな

ればならない場合においてその積立てをしていないとき。

2 鉱山保安法第二十四條の二第二項並びに第二十七條第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定による命令をする場合について準用する。

(鉱業権の取消し)

第十三條 通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者が前条第一項の規定による命令に違反したときは、採掘権者又は租鉱権者を取消しすることができる。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十條の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(報告及び検査)

第十四條 通商産業局長又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長は、この法律の施行に必要な限度において、採掘権者若しくは租鉱権者に對し、その業務に關し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場若しくは事務所に入り、特定施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審査請求等についての鉱業法の準用)

第十五條 鉱業法第七十一條から第七十七條までの規定は第十三條第一項の規定による通商産業局長の処分についての審査請求について、同法第八十條の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。

(罰則)

第十六條 第十二條第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七條 次の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定に違反して届出をせ

ず、又は虚偽の届出をした者

二 第五條第三項の規定による命令に違反した者

第十八條 第十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第 号)第七條第三項の規定による鉱害防止積立金の管理

理由

金属鉱業等による鉱害の現状にかんがみ、その防止を図るため、採掘権者又は租鉱権者が使用する特定施設に係る鉱害防止事業に必要な費用に充てるため、これらの者に鉱害防止積立金の積立てを行なわせるとともに、現に使用済みの特定施設に係る鉱害防止事業を計画的に実施させるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○浦野委員長 両案の趣旨につきましては、お手元に配付した資料によつて御承知願いたいと思ひます。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部末喜男君。
ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○浦野委員長 速記を始めて。

阿部末喜男君。

○阿部(末)委員 今日まで、ともすれば産業開発第一主義、経済の高度成長優先で進めてきた通産省が、公害対策なりあるいは環境保全の問題について真剣に取り組みとする姿勢が出てきたことについて、私はまず敬意を表したいと思います。
このように、今日、公害防止、環境保全という立場から産業開発、産業構造についての転換が迫られておるのではないかと、そういう気がするわけですが、特に大臣は閣僚中の重鎮でもございいます。いわゆる大物大臣でございいますから、大臣のお考えは、政府全体に非常に大きな影響を与え、私は理解をしております。

そういう意味合いからまず伺いたいのは、今日大臣のお考えで、なお産業開発が優先をするのか、あるいは公害の防止なり環境の保全というのが通産行政の中で優先をするというようにお考えになるのか、所信をお伺いしたいと思います。

○中曾根国務大臣 われわれの考えは明瞭に、福祉のための成長であり、発展である、目標は福祉である、そう考えます。

○阿部(末)委員 大臣、きのう参議院の質問で新聞等の報道によりまして、例の水俣病裁判の判決についていろいろ議論がかわされた中で、何か水俣病の公害の認定を、二、三億円金を持ってくれば公害認定からはずしてやるといふようなことをかつての閣僚がチッソに話を持ちかけた、そういうことが出ておりましたが、閣僚の一人として大臣、このような政治姿勢をどうお考えになりますか。

○中曾根国務大臣 それはうわさであると思いますが、そういう不見識なことではないと信じます。

○阿部(末)委員 これは所管でありませんが、それ以上は聞きませんけれども、私も私としても、もしそれがほんとうでありとするならば、事公害に対する政府の姿勢としてきわめて重大だといふふうに考えておるところでございいます。

例の休廃止鉱山の関係ですけれども、大臣も御承知と思いますが、イタイイタイ病は言うに及ばず、宮崎の土呂久の問題にしても、あるいは東北の岩手県、松尾鉱山のあとにしましても、その他数え上げればこれは枚挙にいとまがないのですけれども、いわゆる鉱山企業が今日までかつてに山を掘り出して、そのために残された鉱害というものは非常に膨大な数にのぼっております。しかも、特に私は先般松尾の鉱山を見てしみじみ感じたのですけれども、硫黄を掘り出したあとがそのままになっておいて、ときどきはここが火をふいておるし、さらに、ここから流れ出る水は北上川を汚染して、毎日膨大な炭酸カルシウムを投入しなければ、北上川の汚染がとまらない。い、炭酸カルシウムを投入してさへ、なお北上川がよれて、その流域の人たちが非常に大きな迷惑をこうむっております。いわば金属鉱山の――硫黄が金属鉱山と言えど、どうも問題があるのですけれども、これは大体おたくの解釈では、金属鉱山等という中に硫黄も含めておられるというふうな考えのようでございますから、いわゆるこの金属鉱山のそうした廃鉱から鉱害がたれ流されて、地域の住民がたいへんな迷惑をこうむっておる、こういう問題について、大臣はどうお考えになりますか。

○中曾根国務大臣 公害の防止というものは、現代政治の非常に重要な使命でございまして、川の汚染あるいは住民の被害を全力をふるって防除するようにしなければならぬと思っております。

○阿部(末)委員 特に、いまの北上川の問題について、現在どういふふうな取り扱いになっておるのか。もう少し具体的に、これは大臣でなくても事務当局でけっこうですが、答えてもらいたいのです。

○岡安政府委員 北上川の問題についてお答えいたしますが、先生おっしゃるとおり、現在P日調整のために国と県で炭カル投入をやっておりますが、これは現在四十四田の環境その他の保全ということが目的で、暫定的な対策を講じておるわけでございます。それにつきましても、相当多額の資金を要するわけでございまして、至急、根本的な対策を講ずる必要があるというふうに考えまして、現在通産省の経費をもちまして一部覆士等の事業をやっておりますが、これもやはり部分的な対策でございいます。

そこで、四十八年度におきまして、私どもは、基本的な対策を講ずるための経費を現在要求いたしておりますので、それによりまして、根本的な対策樹立のための調査をいたしまして、できれば、私どもは、北上川からP日Hの調整をしないで済むような、根本的な対策を至急講じたいというふうに考えております。

○阿部(末)委員 いま例をあげましたけれども、一例にすぎないのですけれども、いわゆる租鉱権者なり鉱業権者がそこを掘っても、もうかる間は掘り続けて、利益がなくなれば掘り出して、そのあとは、いまお話しのように、国が経費をかけて鉱害の防止をしなければならぬ、そういう状態になっておる。全国にこれは非常に数が多いのですが、そういう企業の姿勢について、大臣はどうお考えになりますか。

○中曾根国務大臣 これはOECDの原則でございまして、これはPPPの原則、すなわち汚染者が責任をせよ、それを清掃し、防除する責任を負う、そういう原則で、これは処理すべきものであると思っております。それで足りないところは国や地方団体が援助する、そういうことが原則的に正しいと思っております。

○阿部(末)委員 確かに大臣のお考えはそのとおり、私もいまでもPPPの原則と申しますが、そういうもので処理すべきだと思っておりますけれども、現実にはいま問題になっておる休廃止鉱山では、いわゆる資力のないといわれる租鉱権者なり鉱業権者が非常に多いわけで、いまの松尾鉱山の場合

も、これも明らかに一例ですけれども、資力がなから国がそれを全額まかなって、今日鉱害の対策を行なわなければならない、そういうふうにかる間には掘り続け、もうからなくなったら掘り出して、無資力ということでの国の責任に押しつけていく、そういう企業の姿勢をどうお考えになりますか、こうお伺いしたわけですが。

○中曾根国務大臣 そういう無責任なやり方というものは糾弾するべきであり、政府としても、監督を厳重にして、そういうことをやらせないようにしたいと思っております。

○阿部(末)委員 やらせないようにしたい、こう申されても、実際には資力がないうことにならば、国がせざるを得ないことになってきます。いわゆる金属鉱山の鉱害対策については、そういう事例が非常に多いわけで、当然法の上で責任を負わせるべきだとお考えになっても、たとえばすでに租鉱権が放棄をされて、もう責任者もない廃止鉱あるいは五年間の責任期間中ではあっても資力がないうもののが非常に膨大な数にのぼると私は思うのですが、それは全部国が当然負担してやらなければならないことになるのじゃないかと思っております。おそらくこの法律ができて、そういう関係から、網の目から逃げていくものが非常に多いのではないかと、これらをどう捕捉していくか考えであるかというのを大臣にお伺いしておるわけですが。

○青木政府委員 現在鉱害防止工事の義務者の存在しない山が相当ありますことは、御指摘のとおりでございます。そこで、今度の法律で定めておりますのは、今後そういうことを極力少なくするために、まず第一に、義務者が存在する間に計画的に鉱害防止工事をさせるということが第一点です。

それから、現在稼行しておる山につきましては、鉱業権者に積立金を積みまして、終りましたときに必ず鉱害防止工事ができるような資金的な担保をしておくことをきめておるわけですが、

これは先生おっしゃるとおり、現在P日調整のために国と県で炭カル投入をやっておりますが、これは現在四十四田の環境その他の保全ということが目的で、暫定的な対策を講じておるわけでございます。それにつきましても、相当多額の資金を要するわけでございまして、至急、根本的な対策を講ずる必要があるというふうに考えまして、現在通産省の経費をもちまして一部覆士等の事業をやっておりますが、これもやはり部分的な対策でございいます。

そこで、四十八年度におきまして、私どもは、基本的な対策を講ずるための経費を現在要求いたしておりますので、それによりまして、根本的な対策樹立のための調査をいたしまして、できれば、私どもは、北上川からP日Hの調整をしないで済むような、根本的な対策を至急講じたいというふうに考えております。

ざいまして、今後極力、そういう無責任な企業者が出ないようにすることがこの法律の目的でございます。

○阿部(未)委員 少具体的に内容に入っていきたいと思いますが、いまお話もありましたように、現在地方公共団体が事業主体となつて行なつておる鉱害防止事業というのがございまして、けれども、この地方公共団体が事業主体になつておる鉱害防止事業と、今度の、いま提案をされておられます金属鉱業等鉱害対策特別措置法との関係はどういうふうになりましょうか。

○青木政府委員 現在地方公共団体に補助金をつけましてお願いをしておりますが、鉱害防止事業がございまして、これはすでに鉱害防止工事の義務者がいない部分でございまして、これにつきましては、今度の法律で、第四條の規定がございまして、第四條に「使用済特定施設に係る鉱害防止事業に関する基本方針」というものを定めることになっております。

この基本方針で、大体どれぐらいの期間にどういう工事をするかということとをこの地方公共団体の行ないます事業につきましてもきめることにいたしております。このことによりまして、政府としましては、現在のところ考えておりますのは、五十年でございまして、五十年にこういふ義務者不存在の鉱山の鉱害防止事業を完了したいというふうに考えております。

○阿部(未)委員 そうしますと、いわゆる鉱山保安法の第二十六條によつて鉱業権が消滅した後もなお五年間は鉱業権者とみなされる、こういう趣旨になつておると思うのでございまして、けれども、これに該当する鉱業権者あるいは租鉱権者が本法の適用を免れたい、いわゆる金を積みたくないという考えから、地方公共団体が事業主体となつておる鉱害防止の事業のほうに逃げ込みたい、そういう考えで、いわゆる無資力等を理由にして、地方公共団体の事業のほうに逃げ込む心配がたかさん出てくるのではないか。特にこの関係が非常に多いのじゃないかと思いますが、どういふふう

に把握をしておられますか。

○青木政府委員 鉱山保安法におきましては、鉱業権者等に広範な鉱害防止義務を課しておりますが、鉱業権が消滅した後も五十年間は鉱山保安監督局長は鉱害防止のために必要な措置を講ずることをその原因工事者に命ずることができるということになつております。したがって、当然その義務違反に対しては罰則も適用されますので、この法律の制定が採掘権等の放棄を促進することには必ずしもならないと私は考えております。地方公共団体の補助事業の対象となりますのは、鉱害防止義務者不存在または無資力ということが条件でございまして、補助金交付要綱で定められておりますが、第二に採掘権等消滅後五年以上を経過したもの、採掘権等消滅後五年未満でありましても、法人の場合は解散している場合、個人の場合は破産宣告を受けるとか、実際にその生計を維持するために必要な金額以上の所得がないということを確認した上で、こういう事業を行なつておりますので、現在資力のあるものは、この法律によりまして義務を免れるということとはな

いものと私どもでは考えております。

○阿部(未)委員 そのところで、いわゆる無資力であるという認定、これが私には一番問題になると思うのです。生計を維持するための収入があるかないかとか、資産があるかないかとか、こういう認定を受けて無資力であるということになつて、地方公共団体の補助事業に回るかどうかというところになつてくるのですが、この認定はだれが行なうことになつておりますか。

○青木政府委員 無資力になりますことについての事実につきましては、国税局、地方公共団体等の確認が得られるというのを必要要件としております。したがって、この補助金項目を行ないます場合には、鉱山保安監督局長が義務者の不存在、または無資力の判断をすることになつておりますが、そういうことを資料として十分確認した上でやることになつております。

○阿部(未)委員 最終的な決定権は各鉱山保安監督局長にある。しかし、その局長がその認定を行なうにあたっては、いまお話のありましたような資料をそろえて認定を行なう、そう理解してよろしいわけですか。

○青木政府委員 そのとおりでございます。

○阿部(未)委員 次に移りますが、本法は、大体金属鉱業の特に蓄積鉱害と今後発生を予想される鉱害の対策を中心としてつくられておる。これはこれ以上しかたがないものだと思うのですけれども、すでに発生をしておる鉱害がございまして、先ほども申し上げましたが、神岡鉱業所の場合でも、健康被害は別にしまして、例のカドミウム汚染の問題が起つております。これは私の郷里の大分県でもあるわけでございまして、そのほかの地域でも、いわゆる土壌の汚染あるいは河川の汚濁等によつて起つておる。端的に言うならば、もの

の被害と申しましょうか、土壌汚染等によつて住民が被害をこうむつておる。これに対する救済については本法では触れられないと思うのですが、どういふお考えでございましょうか。

○青木政府委員 現在すでに汚染されております土壌または水質汚濁等によつて生じます被害につきましては、おっしゃるとおり、この法律の対象にはなつておりません。こういうものにつきましては、たとえば土壌でございまして土壌汚染防止法の救済の方法がございまして、そういう救済をされない場合につきましては、鉱業法の無過失賠償責任という規定がございまして、被害に対しては鉱業権者は一般的に賠償の義務を負つてい

るということになつておるわけでございまして。

○阿部(未)委員 特にその場合、無資力の場合です。土壌の汚染が行なわれてカドミウムが出る。そういう場合の土壌の改良ですが、そういうようなものについて何か適当な責任を負わせるように本法で規定すべきではなかったのですか。どうでしょう。

たがないわけでございます。それ以上の救済方法につきましては、必ずしも鉱害だけに限らず一般的な問題となりますので、一般の問題として今後検討していくべきものだというふうに考えております。

○阿部(未)委員 特に最近いわゆる一般の公害についても、もの被害に対して補償できるような措置を講ずべきであるという意見がかなり強くなつておるようでございます。環境庁等でもそういう方向で、来年あたりはそういう法律を出したい、こういう意向のようでございますので、この点については、要望がございまして、十分連携をとりながら、そういうものができる場合には金属鉱山の鉱害等についても同時に措置できるように配慮をお願いをしておきたいと思ひますが、よろしくございましょうか。

○青木政府委員 そういう場合には、私のほうといたしましては極力それが救済されるように協力してまいりたいと思つております。

○阿部(未)委員 次に、各条項に入つていきたいと思ひます。

二条一項で「金属鉱物等」という「等」ということばが使われておりますけれども、この「等」という中に含まれるものとしては、先ほどちょっと申しましたが、金属鉱物ではないが、硫黄なんかは含まれるという解釈になつておるわけでありま

す。私は、このほかにも螢石なんかも当然含まれると思ひますが、想定をされるものはどういふものになりますか。

○青木政府委員 この法律の規制の対象となります鉱物の種類を「金属鉱物等」としておりますのは、金、銀、銅、鉛、亜鉛、水銀、砒、碲等の金属鉱物のほかに、非金属鉱物といたしましては、現在のところ硫黄及び螢石を通商産業省令で定める予定にいたしております。

その理由は、これらの鉱物の採掘及びこれに付属いたします選鉱、製錬等の事業の用に供せられます坑道、捨て石、鉱滓の堆積場は、その使用が終了したままに放置しておけば、金属鉱物にあり

ましては水銀、砒素、鉛、銅、亜鉛、鉄、マンガ
ン、クロムというような有害物質を含んだ坑水
または廃水が流出するほか、非金属の硫黄及び螢
石にありましては砒素または砒素というような有
害物質を含む坑水が流出いたしまして、環境に
悪影響を及ぼすおそれがあるということでござい
ます。

○阿部(未)委員 逐条的に審議をしたいのです
が、大臣の時間の都合もありますから、大臣に聞
きたいところがありますので、少し飛んで質問し
ます。 四条の二項によりまして、大臣が基本方
針を定めて、鉱害防止事業の実施の時期及び事業
量その他「云々」とありまして、「必要な事項を定め
る」というふうになっておるようでございます
けれども、この基本方針をおきになって、きめ
たらすぐ公表することになっておられますが、いつ
ごろ遅滞なく公表するのか、その時期をちょっと
お伺いしたいのです。

○青木政府委員 この法律の四条の規定にありま
す基本方針でございますが、これは五条の規定に
基づきまして、採掘権者等が鉱害防止事業計画を
作成いたしまして、これを鉱山保安監督局長に届
け出るにあたりましてよりどころとなるものでご
ざいます。そのために、この法律の施行後三ヵ月
以内において政令で定める日から施行されるわけ
でございますが、その施行後なるべくすみやかに
公表することになるように検討を進めておりま
す。

それからまた基本方針は、鉱害防止義務者が存在
するものに限らず、鉱害防止義務者が存在し
ない、いわゆる先ほど申し上げましたように、地
方公共団体が行ないます防止事業を含めること
になっておりますので、こういうものを早期に処理
するという姿勢を示すことも必要でございますの
で、なるべく早く明確に示したいというふうに考
えております。

○阿部(未)委員 もう少し詳細に質問をしたいの
ですけれども、あとでやりますが、特に大臣の基
本方針は、本法の成立後三ヵ月以内につくられる

ものか、本法施行後につくられるものか、どうな
るのですか。

○青木政府委員 本法が施行されると同時に、あ
るいは施行後直ちにというくらいに間に発表いた
すつもりでおります。

○阿部(未)委員 それではお伺いしますが、通産
省でお出しになっておる「金属鉱山等の鉱害対策
について」の中に、特に六ページ以降にそれぞれ
の対策が立てられておりますが、たとえば地方公
共団体も含むというお話でございまして、けれど
も、その中には無資力あるいは租賦権者のない
ものが大体八十八億一千万円くらいかかるだろ
う、これを五年間でやるとか、あるいはその次に
十年間で何ぼかかるとか出ていますが、これは基
本方針の一つをなすものではないのですか。

○青木政府委員 こういうことが基本方針の内容
の一部になります。そのほか工事の方法ない
し工事をいたしますにあたりまして、特に留意す
べき事項等が基本方針の中に定められる予定に
なっております。

○阿部(未)委員 大体、私はこれに書かれておる
ものが基本方針の中核的なものだというふうに理
解をするわけですが、

そこでお伺いしたいのですけれども、四条の三
項に「通産産業大臣は、基本方針を定めよう」と
するときは、環境庁長官に協議し、かつ、中央鉱山
保安協議会の意見をきかなければならない」とい
うふうになっております。ところが、まだ本法が
できていせんから、おそらく基本方針について
環境庁と御相談をなさったというふうには私は理
解しております。しかるに、すでに基本方針の一
部はここに通産省の案としてでき上がっており
ます。このように、いわゆる政府の中における行政
が縦割りで行なわれて、横の連絡がきわめて欠
けておるのではないかと、このことを私は非常に懸念
をする。特に、鉱害の対策については単に通産省
だけの考えでいくべきではないから、わざわざ四
条の三項に環境庁と協議をするとなっておるにも
かわらず、すでに基本方針の大綱に関する部分

ができ上がっている。こういう政府の姿勢につ
いて私は疑問を持つのです。通産大臣、どのよう
にお考えになりますか。

○中曾根国務大臣 これは主たる仕事は通産省で
ございまして、通産省でいろいろな素案をつく
りまして、その素案をもとにして環境庁に合意
して、最終的には両大臣の間において調整して基
本方針を完成する、そういう手続があるわけでご
ざいます。通産省としては、主たる官庁でござい
ますので、そういう素案といえますが、原案とい
いますか、そういうものをつくって皆さんの御批
判を得る、そういう機会を得ているわけでもござ
います。

○阿部(未)委員 通産大臣、これはすでに広く公
表されて、われわれが討議をする資料になってお
るのです。この中に、いま私が申し上げました基
本方針の大綱をなす部分が入っております。し
かも、この提案をされておる法律の四条三項には、
もう一べん読みますよ。「基本方針を定めよう」と
するときは、「あなたが定めよう」とするとき
は、「環境庁長官に協議し」と、こうなっております
のです。あなたの答弁では、うちが主たる官庁だ
から、うちでつくって議論をして、そのあと環境
庁と協議をするのだということですが、私は、そ
れは協議という部類に入らない、事後承認になる
と思うのです。協議をするということになってい
る以上、こういう基本方針の大綱をなすものが出
る前に協議があつてしかるべきだ、法の精神はそ
うだと私は考えるのですが、大臣のお考えはどう
ですか。

○中曾根国務大臣 これはあくまで通産省内部の
案、方針でございまして、予定でございまして、と
か、そういうような意味で文章ができていますと
か、そういうふうな意味で文章ができていますと
か、それで環境庁に合意をする、合意するた
めには、原案、そういうふうにお考えいただけは幸い
でございます。

○阿部(未)委員 それはちょっと大臣、詭弁では
ないでしょうか。政府の意見が統一をされてから

国会にその審議を求めるべきであつて、国会でこ
の法案が通つてから、それから環境庁と協議をす
るといふのはこの法の精神にもとるものではない
と、苦しい言いのがれをなさる必要はない。手落
ちであつたら手落ちであつた、この基本方針を
つくる前に環境庁と協議をすべきであつた、す
なおにお答えなさるべきではないでしょうか。私
はいまの大臣の御答弁は詭弁にすぎないと思ひ
ますが、どうでしょうか。

○中曾根国務大臣 やはりその年の政策をきめま
す場合、特に予算とか法律とか、そういうものを
きめます場合には、ある程度内容というものを
も、通産省の意図というものを国民の皆さまや、
あるいは大蔵省にも示して、それによって資金も
いたたく、そういうことにもなっておりますので、
何ら原案を持たずに、めくらめっぽうにやってい
るのじゃないか、そういう批判も受けますから、
そういう意味で、通産省側の意図をここで示し
申し上げたというふうに御了解願いたいと思ひま
す。

○阿部(未)委員 それは、無理からぬことだ。通
産省がまず原案をつくるということについては私
は何も反対しておりません。その通産省がつく
った原案で、環境庁と協議をして、それから予算
要求をなさり、この法律が国会に出さるべきで
あつて、法律を国会に出して通つたあとで環境
庁と話し合いをするというのには、私はこの法に
協議ではないと思ひます。原案を通産省がおつ
くりになるのはけっこうです。原案ができたらそ
れを環境庁と話し合いをして、それが政府案とし
て、あるいは法案として、あるいはこういうもの
として国民に問われるべきものであつて、国民に
問うてから後に環境庁と話し合いをするのは、大
臣、それは協議ということにはならないのじやな
いでしょうか。通産省が原案をつくられた環境
と話し合いをし、また、法案として国会に
提案されるものともなるわけですが、それが四条に
いう協議という精神だと私は思ひますが、どうで

すか。

○中曾根国務大臣 法律が成立してからそういう各省の権限の調整あるいは発動があり得るわけでごさいます。法律ができる前に、主たる責任を持つておる通産省がいろいろ原案を考え、方針を示し、そして国民の御理解と大蔵省の予算の配賦を受ける、そういうことであるわけでごさいます。法律が成立すれば、今度は正式に両省の権限というふうになってまいりますから、法律に従って調整を加えていく、そういうことになると思っております。

○阿部(未)委員 どうも私は大臣のお話が納得できません。通産省が原案をつくることはけっこうです。しかし、大臣のお話のように、法律ができなければ協議できないのだとおっしゃるならば、こういうものが法律でもできないうちにでてくるのがそもそ間違いで、でき上っていない法律について——この内容は予算を伴うものですよ。予算を伴うが、こういうようにやりたいという通産省の案が出ておる。しかし、一方では、環境庁と協議をして基本方針をつくらなければならぬ。環境庁と協議もしていないのにこういう基本方針の大綱が出ておる。その姿勢が間違っているのではないかと。原案をおたくでつくるのはけっこうです。しかし、環境庁と協議をし、予算要求されて、それからこの基本方針の大綱が出てくるのではないかと。順番から言えばそうなるはずであるし、重ねて言いますが、四三三項にいう環境庁との協議というのはその事前に行なわれるべきである、それが協議である、そういうふうに思いますが、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 やはり法律ができまます前にも、大蔵省あるいは環境庁とは協議しておりまして、事務的レベルにおいてはそういう協議済みのもので出てくるわけでごさいます。しかし、正式に役所同士の協議というものは、法律ができてその法律の権限に基づいて行なうという意味でごさいます。

○阿部(未)委員 大臣は時間がないようですか

ら、私はもう少し聞きたいのですが、どう言っても、いま大臣のおっしゃっておるのはいさ幸強付会だという気がいたします。この基本方針の大綱をなすものを出されておるのです。法律がこれから通ってからというあなたの発想はいいです。法律が通ってから環境庁と協議するという発想はいいかもしれませんが、それならば環境庁に相談をしなければならぬ。通産大臣の出す基本方針の大綱をなすものをなぜ環境庁に相談せぬうちにお出しになりましたかと聞いておる。ここに協議という精神が生かされていないと思うのです。お答えになったらもう行っていいです。

○中曾根国務大臣 事務当局にたしてみましたら、やはり事前に環境庁の事務当局とはいろいろ打ち合わせて了解を得た上でやっております、そういうことでごさいます。

○阿部(未)委員 御苦労さまでした。それでは次に入りますが、もう一つ伺いたいのですけれども、これはちょっと法解釈上の問題です。

二条の二項で、採掘権と租鉱権または採掘権者と租鉱権者というものの定義にずっと触れられておるわけですが、これは鉱業法の五条、六条の関係をずっと照らし合わせてみますと、最終的にこういうことが出てくるのではないのでしょうか。たとえば、鉱業権者があつて、そして租鉱権者がある。租鉱権は消滅をしたが鉱業権だけは残つておる。そういう形のものが出てこないかどうか心配しておるのですが、どうでしょう。

【浦野委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席】
○青木政府委員 御指摘のような場合は生じ得ると考えております。

○阿部(未)委員 そうした場合には、いわゆる残つておる鉱業権者が、租鉱はしてなかったが、単に鉱業権者であるというだけでこの法の適用を受ける、そういうことになってまいりますか。

○青木政府委員 そのとおりでごさいます。
○阿部(未)委員 鉱業法の何条か私もはっきり記憶しておりませんが、租鉱権は試掘権と租

鉱権だというふうに規定されておつたように私は思うのですが、そうすると、鉱業権者は常に租鉱権が試掘権を持つておるということにもなるのじゃないですか。どうですか。そのところは。

て、そちらで予算関係事項につきましては事業団の業務の改正というようなことを行ないました上、予算関係ではございせんもので特別措置法に關連いたします積立金の管理というような業務を事業団法のほうに、特別措置法の施行と同時に入れるというような考え方をとっております。

○別府政府委員 お答えいたします。ただいま先生御指摘ございましたように、鉱業法上は、鉱業権は採掘権と試掘権という二種類になっております。採掘権は鉱物の採掘を目的とする権利、試掘権は探鉱を目的とする権利というところでごさいますので、租鉱権はその採掘権の上に認可を受けて設定できるということでごさいます。したがって、租鉱権が消滅いたしますと、その下の採掘権がいれば生き返ります、採掘権というものは残るといふことになっております。

○阿部(未)委員 そうすると、単なる鉱業権というものでなくてはならず、鉱業権なるものは必ず採掘権が残つてくる、そういうことになりませんか。

○別府政府委員 おっしゃるとおりでごさいます。

○阿部(未)委員 その関係は大体わかりましたが、その次に、続いて法制局のほうにお伺いしますけれども、いまも私も、同時に提出されたから、この金属鉱業等鉱害対策特別措置法案と、それからもう一つの金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案を同時にやっておりますので、この二つの関連は一体どういうことになりますか。事業団法のほうに先に成立をしないと、あの特別措置法のほうが生きてこないように思いますが、どんな関係になりますか。

○別府政府委員 お答えいたします。内容につきましては、政策問題でございまして、通産省のほうからお答えすると思ひますが、いま御質問のございました事業団法の今回の改正は、今回の特別措置法と直接関連のない改正でございまして、大部分は実は予算措置と関係ございしますので、先生御存じのように、いわゆる予算関係法律案というようになっております。したがって、予算関係法律案はできるだけ成立をいわば早く認めていただきたいという趣旨もございまして、

○阿部(未)委員 いわゆる何と何の法的な関係、ここの事業団法がでたらぬと特別措置法が生きてこないといひますか、特別措置法の審議ができないような気がしますが、なぜならば、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の中に事業団の業務等が入ってくるわけですから、事業団がないのにここの法律が入ってくるというのはいさ幸しい、事業団がでたらぬうちにここの法律が入ってくる、そういうことにならないのですか。

○別府政府委員 お答えいたします。事業団が新設されるような場合には先生おっしゃったようなことになる可能性はございしますが、金属鉱物探鉱促進事業団という事業団が現存しておるわけでごさいますし、その事業団におきましては探鉱関係のいろいろな業務をやっておりますのでございまして、それに関連する予算のいわば拡張された部分、増加された部分につきましては、事業団法の改正でございまして、なお特別措置法関係の業務は、詳しく御説明申し上げますと、特別措置法の附則の一項というところに、事業団が金属鉱業事業団という名称に改正されることを予想いたしましたので、金属鉱業事業団の中に鉱害防止積立金の管理業務というのを入れる、そういう順序が順序としては一番適当だろう、そういうふう

に考えた次第でございします。

○阿部(未)委員 私は専門家ではありませんから詳しくは存じませんが、いまお話しのように、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の中の附則の二に「金属鉱業事業団法の一部を次のように改正する。」となつておる、ところが、まだここの金属鉱物探鉱促進事業団法の一部改正が行なわれていないと仮定をしますと、ここにこういう名称が出てくるのは非常におかしい気がする。です

から、先に金属鉱物探鉱促進事業団法の一部改正が行なわれて、そうしてここのいわゆる特別措置法の附則の二でこの名称が出てくるのじゃないか、そういう気がするのですが、立法技術の上ではどういふことになりますか。

○別府府政委員 お答えいたします。

先生御指摘のように、二つの法律がございます。その法律の関係はなかなか処理がむずかしい点も出てまいりますが、先ほど御説明申し上げましたように、事業団法自身が探鉱促進事業団という形でございますし、その改正は今度の特別措置法が出なくとも必要な部分がある、しかもそれは予算関係であるということでございますので、ここで国会の御審議をどうこうするということではございませんが、事業団法の改正、特別措置法に關連しない部分の改正を先行してお認めいただきたいという趣旨のもとに、事業団法の一部改正とこの特別措置法の改正を順次御審議いただく形としては一括審議していただくというふうに政府としては考えておるということでございます。

○阿部(未)委員 それで私が質問した趣旨がわかっていただけたようですが、そうすれば、予算関係もあるけれども、立法の手順としては、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部改正が先行なわけて、それが行なわれるであろうということ想定して、そしてこちらの金属鉱業等鉱害対策特別措置法が提案されておる、そうやはり理解をすべきだと思ひますが、そうでせぬ。

○別府府政委員 最初に説明不十分で申しわけございませんでしたが、おっしゃるとおりでございます。

○阿部(未)委員 次に、農林省がお見えになっておりますから、先ほど来議論をいたしましたから大体おわかりになっておるだろうと思ひますが、いま全国で、この金属鉱山の関係で土壌の汚染が行なわれて、農畜産物等に被害のあるところはいくつあるか、お知れたいのです。

○遠藤(寛)政府委員 いろいろな数字がございしますが、おおむね推定でございすけれども、大体

三万七千ヘクタールというふうになつております。

○阿部(未)委員 できましたら、もうここでお答えできる程度の範囲でじつたら、どことどこでどこでどういふ被害と、もしできないければ資料として提出していただけてつこうですが、できるならば大きいところだけでも、どこにどういふ被害があるということだけでもお知らせ願ひませんか。

○遠藤(寛)政府委員 非常に個所数が多いのでございまして、千何百カ所もございすので、それを一々申し上げられないのでございす。種類としては申して、たとえば金属別の種類でかりに申し上げますと、カドミウムにつきまして大体二万九千五百ヘクタールぐらゐ、銅につきまして二万九千五百ヘクタールぐらゐ、亜鉛が約二万七千ヘクタール、それから鉛が一万七千ヘクタール、砒素で約一万ヘクタール、これは多少重複もございすから、重複を排除しますと三万七千四百二十ヘクタール、大体そういうこととございまして、おもな県は、先生御承知のようなカドミウムにつきましての富山県でございすとか福島県、長崎県といったようなものがございます。銅でございすとか渡良瀬川の流域、そういったような地域がおもな地域ということになっております。

○阿部(未)委員 統一してお伺ひいたします。そういう土壌が汚染をされて土壌改良をしなければならぬ範囲、いわゆる三万七千ヘクタールのうちで土壌改良をしなければならぬもの、すでに土壌改良が終わつたものがわかつておればお知らせ願ひたいのです。

○遠藤(寛)政府委員 土壌改良の方法につきましてはまず先に申し上げないといけません。先ほどちょっと御説明のございました農用地の土壌の汚染防止等に関する法律によりまして、具体的には必要が必要でないかというのを大体の見当をつけました地域につきまして細密な調査を環境庁所管で行ないまして、その結果に基づきまして何ヘクタールということをしめしまして、それで地域の

指定を行ないますので、現在直ちに何ヘクタールが必要であるということとはちょっと申し上げられないわけでございます。一々の地域につきましてそういう地域指定をいたしまして、都道府県知事が計画を立てまして、それを農林省、環境庁が承認をいたしまして、その結果、対策事業を公共事業として行なう、こういう仕組みになっておるわけでございます。

○阿部(未)委員 その土壌の改良を行なう場合に二つの方法があると思うのですが、一つは、先ほどのいわゆる廃止鉱山とか無資力の関係で国が直接行なわなければならないものがあると思ひますが、なお鉱業権者なり租鉱権者が残つておつて、土壌汚染とかあるいは河川の汚濁があつて地域の住民が非常に困つておる、その対策を立てなければならぬという場合には、先ほど大臣もPPPの原則でやりたいとおっしゃつておりましたが、これは農林省ではないかもしませんが、そういう租鉱権者、鉱業権者によつて措置をせられておるものがございますか、どうでしょうか。

○遠藤(寛)政府委員 ただいままでに先ほど申し上げました事業計画の承認が終わつて費用の負担が決定いたしておりますのは、安中の関係一カ所でございますが、それにつきましては農林省の負担はございせん、県及び国、それと企業の負担ということと全部がまかなわれるようになっております。

○阿部(未)委員 それについては農民の負担はなくて、企業と国と、こういうお話でございまして、大体いまのは一カ所だけでございまして、それ以外のところで、端的に言う企業負担によつて汚染土壌の改良というものが行なわれておるところがありますか、ありませんか。

○遠藤(寛)政府委員 いま申し上げました一カ所以外はまだ事業の段階にまで至っておりませんので、全額企業の費用負担でやりました事業というのはまだございせん。

○阿部(未)委員 では私が知つておる範囲で申し上げますと、たとえば土呂久の場合、あの下流の

地域では、砒素の汚染と思われまふけれども、いわゆる稲が伸びなくて——砒素の場合は伸びませんね。しかも、そのわらを馬が食べるとフツフツ病などになつて死ぬとか、あるいは私のところでも、大分県のいわゆる馬上金山の関係で、同じように砒素の鉱毒によつて稲が伸びない、そういう地域がだんだんあるわけでございます。これは、私の考えでは、いまだしか鉱業権者が存在しておつたと思うのでございすけれども、農林省を責めるのは少し酷だと思ひますが、そういうところについては先ほどのあれでは、鉱害の対策はするが被害の補償までは本法は及ばないのですから、どういふ措置をとつていかれるのか、その点をどちらからでもつけようですから御答弁願ひたいと思ひます。

○青木政府委員 そういふ場合には、一応現行法のもとでございす。鉱業法百九条の損害賠償責任というのがございますので、鉱業権者が存在する場合には鉱業権者がその損害を賠償することになっております。ただ現在までも、これは私もすべての事例を掌握してゐるわけではございせんが、農作物の減収がありまして場合に、鉱業権者と農業者の間で話し合ひをしまして減収補償をしてゐる例は多々あるというふう聞いております。

○阿部(未)委員 大体その関係はわかりましたが、せっかくこういう法律ができるわけでございますが、もちろんこの法律のワケをはみ出るものはあろうと思ひますけれども、通産省としても、鉱業権者、租鉱権者に対して、特に土壌汚染や河川の汚濁等についてもその被害がある場合には、率先して救済と申しまうか、その責任を負うような行政指導が願ひたいと思ひますが、どうでしょうか。

○青木政府委員 鉱業権者に責任があります場合には、極力損害賠償を行なうように行政指導してまいりたいと思ひます。

○阿部(未)委員 最後に、法制局のほうにもう一点お伺ひしたいと思ひますが、本法に関する予算

措置、特に事業団関係については予算措置が必要なので予算がついておるようでございます。もちろんこれは目下審議中でございますけれども、すでに衆議院を通過しておるわけでございます。

ところで、国家予算とこの法律との関係ですけれども、私は本来法律ができてからその法律に必要なものが予算として計上されるべきものだといふふうに考えますけれども、この審議に当たってみますと、どうもこれは予算が先についておつてそれから法案の審議に入っていくというような気がいたしますが、これも立法技術上の問題とは思いますが、その関係はどういうように理解をすればいいのでしょうか。

○別府府委員 お答えいたします。
一般論といたしまして、私の立場でお答えするのが適當かどうかの問題はございますが、予算は御存じのように四月一日から施行しなければならぬという一応の制約がございますこと、それから法律はその予算措置がどの程度に行なわれるかというのを予想しまして、法律の審査等に若干の時間を要するというののために、一番理想論といたしましては先生おっしゃる通りに、法律案の審議と予算案の審議とが並行して行なわれることが望ましいかと思ひますが、現実の状況あるいは慣例的には、予算の審議が相当進んだ段階で法律案の審議が行なわれるという状況になつておりますので、その点は御了承いただきたい、そういうふうに考えております。

○阿部(未)委員 大体それで理解ができました。それではもう一つ最後にお伺いしておきたいのですが、さつき急いだものですから少し抜かしてしまつたのですけれども、四二二項の関係ですが、いわゆる基本方針には「鉱害防止事業の実施の時期及び事業量」その他実施をはかるために必要な事項となっておりますが、実施をはかるために必要な事項とは大体どういふものが考えられるわけですか。

○青木政府委員 鉱害防止工事にはいろいろなやり方があると思ひますけれども、鉱山保安法上ぜひ確保しなければならぬという具体的な基準につきまして、たとえて申しますならば、こういう堆積場にはこれくらいの覆土をして植樹をする必要があるとかいふような具体的な内容につきましての基本方針をきめるということでございます。

○阿部(未)委員 もう一つ、五条の三項で採掘権者または租鉱権者の届け出る鉱害防止計画は、受理の日から九十日以内に限り変更を命ずることができるといふ内容になつておるようでございます。そうしますと、各採掘権者なり租鉱権者が鉱害防止計画を各鉱山保安監督局長に提出をして、この変更命令を出す場合には九十日以内に出すことになると思ひますが、変更をしなくてもよい、計画どおりに実施してよろしいという場合には、特段の通知をするものでしょうか、しないものでしょうか。

○青木政府委員 九十日以内に変更命令をかけることができるというところでございますので、何もしないで九十日を経過いたしますと、それはそのまま認められたということになることになっております。

○阿部(未)委員 そのことは、逆に解釈すれば、鉱害防止事業計画を提出しても、九十日たたなければ変更命令があるかどうかかわからない、だから極端に言えば、九十日間に変更命令があるかも知れないのだから、九十日たつまでは黙って指をくわえて、鉱害防止をせずに待つていなければならぬ、そういう理屈になりはしませんか。

○青木政府委員 九十日間はそういう状態にありますが、もしそれ以前に手をつけるならば、要するに變更命令がないものと想定をして直接工事に着手するということはある得ますけれども、それはその後にも變更命令がかつた場合は、内容を変更しなければならぬということになるわけでございます。

○阿部(未)委員 そうすると、これはきわめて不親切な法律になるのであつて、變更命令があるかも知れないのに九十日以内に鉱害防止の事業に着手する者は、私は常識的にはないだらうというように考えます。そうすると、九十日待たなければならぬ。意欲的にもっと早く鉱害防止をしたいというお考えがあつたとしても、この九十日という期間が定められているがために、九十日間には放置をする、まあ鉱害のひどくないものならばけっこうですけれども、もしもかなりひどい鉱害であるとするならば、その九十日間というのは非常に重要な意味があるのじゃないかとすると、むしろ鉱害防止事業計画が提出をされたならば、これによろしい、あるいは変更せよということをし直ちに、といつても事務手続上なかなかむずかしい問題もありましようが、通知をしてやることのはうが、行政の立場からは親切なやり方ではないでしょうか。

○青木政府委員 先生御指摘のような事情もございまして、各鉱山保安監督局に提出されましてから九十日間というのは、相當膨大な量の計画の審査でございますので、最低限それくらいは検討させていただきますと、その良否を判断するのは事実上困難であらうといふふうに考えますので、極力急ぎまして、あまりだらだらと審議をしないようにいたしますけれども、九十日間といふのはある程度必要な審査期間ではないかといふふうに考えます。したがって、九十日間の時間をいただきました。ただ、變更命令はございませぬけれども、実際の工事につきましてはそれほど非常の不備な計画であれば大きな変更がございませぬ、通常の場合は、基礎工事あたりのところは、手をつけましても、變更命令によつて大きな障害を生ずることはないものと考えますので、実際上はそれほど支障はないものと私どもは考えております。

○阿部(未)委員 どうも私は理解ができません。すけれども、これは一方的に租鉱権者なり鉱業権者、最近の行政のことばでいへば鉱害防止責任者といふのですか、これに対して責めを負わして、いふように思ひますけれども、お役所のほうから、いわゆる鉱山保安監督局のほうから、準備でき次第に逐次変更すべきものは変更する、あるいは変更

せぬでよろしいものはそのまま着手するという、事業計画に認可という変更ですが、認可をして着手していく、その最大期間が九十日であります。このなら、私のほうは理解できるのです。ところが逆に、鉱害防止事業責任者のほうは、九十日待つてみなければ變更命令が来るのか来ないのかわからない。だから、早くやりたいけれども鉱害防止事業をやらないでおろ。といふことは、おたくのほうの鉱山保安監督局のほうから、おたくのほうの審査をして、できたものから連絡して、そして最大限九十日以内には全部連絡が終るのだ、こゝういふふうにこの法を解釈すべきじゃないか、またそういうふうにしてやるべきじゃないかと思ひますが、どうですか。

○青木政府委員 先生御指摘のとおりだと思ひますので、實際上の解釈と申しますか、事務的には、變更命令の必要ないものと判定したものは、極力早く御本人に通知いたしまして、その後は變更命令を出さないであらうといふことを十分相手方に通知するような措置をとつて運営してまいりたいといふふうに考えます。

○阿部(未)委員 これは重大なところでありますから確認をしておきますが、いまの御答弁によりまして、九十日以内に可能な限り鉱山保安監督局のほうから變更命令の必要ないものは連絡をして早くやらせる、變更命令の必要のあるものは九十日以内に變更命令を出していく、そういう措置をする、いわゆる通知と申しますか、連絡をしてやる、その最大限が九十日だ、そういうふうに理解して間違ひございませぬか。

○青木政府委員 そういふふうに理解をしていただいてもけっこうなように運用してまいりたいと思ひます。

○阿部(未)委員 これで終わります。

○稲村(佐)委員 長代理 中島武敏君。
○中島委員 非常に時間が制約されておりますので、私は簡単に質問を行なつて、あと庄司委員のほうに譲りたいと思つておるわけですが、それで、土呂久をはじめとして、休庵止鉱山に

よる鉱害の被害というものは非常に続出したておりまゝです。ところが、この金属鉱業等鉱害対策特別措置法案を見ますと、鉱害防止義務者のいない廃止鉱山については、この法律の対象外になっておると思ふのです。

そこで、念のためお尋ねしたいのですが、鉱害防止義務者のいない廃止鉱山はどれくらいあるものでしょうか。

○青木政府委員 大体現在までの推定の数字でございしますが、全国の鉱山約七千ございまして、そのうち約五千が休廃止鉱山でございまして、そのうち義務者のいないものは幾らかということでございますが、その五千のうち約大半が防止義務者のいない山というふうに考えております。

○中島委員 大半ではよくわからないんですけれども。

○青木政府委員 正確に申し上げます。全国に約七千の鉱山がございまして、このうち、休廃止鉱山は五千でございまして、そのうち四割に当たる約二千が休廃止鉱山、鉱業権がありまして掘つてない山でございまして、その他の六割約三千が、鉱業権が消滅している廃止鉱山でございまして、したがって、この六割の三千が義務者のいない山というふうに御了解願つてけっこうだと思ひます。

○中島委員 鉱業権が消滅しておりますけれども、五年間は鉱害防止義務があるわけですね。そうすると、鉱業権が消滅しているのは三千といふ言われましたね。そうしますと、五年間ということを考えますともう少しふえるわけですか。

○青木政府委員 鉱業権が消滅している山の中で、二十六条命令をかけますとその義務が生ずるわけでございますが、実際鉱害防止工事のできる能力がある山とない山とありまして、この三千は、ほぼ鉱害防止工事をする能力のない、無資力あるいはすでに会社が消滅しているというケースでございますので、約三千と申し上げたのはそういう意味でございます。

○中島委員 もう一つお尋ねしますけれども、鉱

業権者が、義務はないとしても、どこにいくかわからないというふうな、そういう人といふますか、そういう場合はどれくらいあるものでしょう。

○青木政府委員 現在の数字を把握しておりますので、後ほど調べてお返事いたします。

○中島委員 私は、こういう数字を把握しておられないというのにはまことに問題だと思ふのです。結局鉱山保安法の二十六条によつて、鉱害を防止するという義務が鉱業権消滅後も五年間はあつたわけですね。しかし、今度の法律によりますと、この鉱害防止義務者のいない廃止鉱山についてはこの法律の対象外になるということになるわけですね。そうなりますと、その対象外になった廃止鉱山、この山に対する鉱害防止、これは一体だれが行なうかということになりますと、結局これは国があるいは地方自治体が行なうということになるわけですね。そうですね。どうもいろいろ数字もたいへんあいまいなものが出てくるのでちょっと確認しておきます。

○青木政府委員 現在鉱害防止工事の義務者のいない山につきましては、国が都道府県に對しまして補助金を交付しまして都道府県がその防止工事をするという制度になっております。

〔稲村(佐)委員長代理退席、佐野委員長着席〕

○中島委員 そういふことについてどういふふうにお考えになりますか。

○青木政府委員 この鉱害防止工事をいたします必要のある山は人の健康に害のある物質を出している山でございまして、鉱害防止工事をする義務者がいない場合でありますも何らかの措置を講じなければならぬわけでございます。したがって、義務者が存在する場合には鉱業権者等の義務者に防止工事をさせることになりまして、ない場合にはやむを得ず国及び地方公共団体が防止工事をせざるを得ないというのが現状でございます。

○中島委員 私がお尋ねしたのは、この鉱害防止義務者がいなければ国あるいは自治体が結局これを負担しなければいけない、鉱害防止を行なわな

ければならないということになるわけですね。このことについてきわめて不合理だといふふうにはお考えになっていないかということをお尋ねしてはいるのです。

○青木政府委員 本来鉱業権者等鉱害防止工事の義務者がやるべきことを国または地方公共団体がやるので、決して好ましいことではないと考えております。したがって、そういう事態を極力少なくするように今回の立法をいたした次第でございまして。

○中島委員 山を掘るだけ掘つてあとは鉱害をたれ流したまま五年間たてば義務がなくなるといふことでやつていく。これはあなたも望ましいことではないといふふうに言われましたけれども、私はもつとはつきり言へば、やはりそういう鉱害をたれ流しているのは、結局その山を持っていた者、それに大きな責任があると思ふのです。そういう点でなぜそれが免れるようになっていくかといへば、はつきり言へば、結局鉱山保安法の二十六条によつてその義務が免れるようになっていくわけですね。だから、もつとはつきり言へば、私はこの鉱山保安法二十六条を改正をする、そしてもつと義務が遂行できるというふうにするべきではないかと思ふのです。そのことについての見解を伺いたいと思ひます。

○青木政府委員 本来鉱山保安法の体系からいりますと、鉱山を操業している者に対する保安義務が中心になるわけでございます。ただ、この鉱害問題はなかなかあとに尾を引く問題でございまして、特に五年間は命令をかけることにしまして、その間、鉱業権者でない者につきましても鉱業権者とみなすという規定を設けてあるわけでございます。これは通常の保安義務に比べて特別に長い期間を課してあるわけでございます。これをより長くするといふのは一つの考え方ではございますけれども、非常に古い事実につきまして古い責任を追及するといふことになりまして、操業の安定を阻害する面もございまして、また事実の確認も非常に古くなりますとむずかしくなつて

くるという点もございしますので、大体五年ということでは立法してあるわけでございます。したがって、これを延ばすか延ばさないかという問題は検討すべき問題かもしれませんが、現在のところ、私も、これはこれだけの義務でけっこうではないかといふふうに考えております。

○中島委員 私は、あなた自身が先ほど国や自治体が負担しなければならぬといふことは一つの矛盾だといふふうに言つておられる、そしてまた同時に、これよりも延ばすことは必要ないといふ結論を言つておられるが、その間に非常に矛盾があると思ふのです。もつとこの問題について検討するべきじゃないでしょうか。

○青木政府委員 先ほど申し上げましたように、鉱業権の実際の行使にあたりまして、いろいろ操業問題につきましても長期間そういう将来の鉱害問題についての義務を課することは法の安定性を阻害する面もございまして、いわゆる操業の安定性を阻害する面もございまして、非常に古くなりますとその事実関係もなかなか把握しにくくなるという点もございしますので、いろいろ総合勘案いたしまして、私も、現在のところ、これを延ばすといふことは考えておらないということでございます。

○中島委員 私は問題だと思ふんですね。操業の安定性を阻害するからこれを延ばすことは考えていないといふのが中心の考え方でしょう。私は、はつきり申し上げて、これはたいへん企業寄りの考え方だと思ふのです。鉱害を防ぐといふこのことを第一義的にやらなければならぬ、しかも、それをだれの責任においてやるかといふことは、非常に私ははつきりしていると思ふのです。これは企業の責任においてやらなければならぬものですよ。鉱業権者の責任においてやらなければならぬものです。ところが、通産省のいまの答弁によれば、操業の安定性を阻害するからこれを長く延ばすことはできない、こういう答弁なんです。私はこれは納得することができません。ね。

○青木政府委員 いま五年で切っておりますが、

そのいろいろ理由を申し上げましたけれども、大体五年ぐらいの間には鉱害問題を生ずるか生じないかということがほぼ明らかになるような実態でございまして。したがって、五年の間に命令をかけますと、その後はその命令はずっときくわけでございますので、そこでほぼ大半の問題は解決されるのじゃないかという面もございまして、それを考え合わせまして現在直ちに改正することは考えてないで申し上げたわけでございます。

○中島委員 休廃止鉱山の鉱害問題は五年間の間に顕在化する、あなたはいま五年間の間に鉱害問題は顕在化する、だからわかるのだ、わかるから五年の間に命令をかければその命令は生きるのだ、こういうふうに答弁された。休廃止鉱山の鉱害問題というのは五年間の間にわかっていきます。過去の例、これによって証明されますか。むしろ逆じゃないでしょうか。五年間ぐらいは顕在化しない、そして二十年、三十年あとになってさえも出てくるというのが実態じゃないですか。

○青木政府委員 現在までに顕在化した鉱害問題について考えますと、従来は重金属分析の技術的問題もございまして、それから鉱山から流れた微量の重金属が実際に人体に被害を及ぼすという経路その他の問題につきましても不明なところが多かったわけですが、現在まで相当いろいろな問題を通じて、その辺の分析技術も発達しましたし、そういう経路も相当明らかになってきておりますので、今後は相当長い期間を経過した後初めて顕在化するという鉱害はそれほど多くないというふうに私も考えております。

○中島委員 私はそういう答弁では納得できません。したがって、この問題についてはこれ以上この問題をここでやることはやめなければ、とても納得できる性質のものではありません。もっとやはりほんとうに鉱害を防ぐという立場に立ち、そしてまた鉱害を防止する義務はだれにあるのかということをもっと明確にし、そしてそ

いう義務のある者が、責任のある者が、鉱害を防止できるようにする、そのことをはっきりやるべきだと思ふのです。そうだとすれば、五年間で義務を免れるということのほうを改正するのが至当じゃないかと思ふのです。

次の問題にいきますが、第四条に「使用済特定施設に係る鉱害防止事業に関する基本方針」を作成する、それを作成する場合は「環境庁長官に協議し、かつ、中央鉱山保安協議会の意見」を聞くということが書かれております。そこでお尋ねしたいのですけれども、地方自治体の意見は聞かなくてよろしいことになっておるわけですが、この理由を聞きたいと思ふのです。

○青木政府委員 この金属鉱害問題につきましては地方自治体との関係がきわめて密接でございまして、たとえ義務者が不在の場合には地方自治体に鉱害防止事業をやってもらうというような関係にございまして。したがって、この法文上は十分よく連絡をとりまして、自治体との事務的な連絡を密にいたしまして運用するという方針は、そういう方針になっております。

○中島委員 それだけはっきりしているのですから法文の上で明文化されたいかがですか。

○青木政府委員 法文上明記はしてございせんけれども、運用上はそういうことになっておりますので、また、そういう連絡を密にしなければ、この金属鉱害の防止事業というものは実際上できない関係にございまして、特に明文に書きませんでも十分目的は果たし得るのだということでも明文化しなかつたわけでございます。

○中島委員 私は、これははっきり明文化しておいたほうがいいと思ふのです。やはり土呂久の場合にしても何にしても、地方自治体のほうからいって、その要望が出され、それに応じていろいろなことがやられていくということになっているわけなんです。この地方自治体を除いて環境庁長官に協議をするということだけで基本方針をきめていくということは、はたして正しい基本方針をき

めることができる保障になるかどうかということも考えた場合には、やはり地方自治体の、私は住民の意見というふうに言いたいのですけれども、住民の意見はもちろんとし、少なくとも地方自治体の長の意見は聞く、あるいは地方自治体の意見は聞くというぐらゐのことはきちんとするべきだと思います。

私は簡単にやるつもりだったのですが、二つばかりでひっかかってしまつて、とてもじゃないけれども時間がなくなつてしまつたんですが、それは一時ここで中止します。

○佐野委員長 午後五時から連合審査会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後五時十分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き連合審査会を再開いたします。

質疑を続行いたします。庄司幸助君。

○庄司委員 私は、今度の措置法案について質問するにあたりまして、大臣に若干初步的な問題で基本姿勢を伺いたいと思ふのでありますが、実は仙台の八木山というところに亜炭の廃鉱があるわけでありまして、これはもう廃坑が山じゅう張りめぐらされておまして、そこへ宅地が行なわれて、非常に危険な状態があつて心配されておつたのですが、はたせるかな、昨年の十月二十四日に末永悟さんという子供さんがこの穴に落ちてちてなくなつたわけですね。ところが、嘆き悲しんでいるのかあさんに対して警察署から呼び出しがきまして、これは親の過失致死容疑であるということまで送検されたわけですね。この問題について大臣から、これは一体過失致死容疑に当たるとこの親の責任なのか、あるいはこれを放置してきた、これまでの休廃鉱対策、これをとってきた政府の責任なのか、私はこの辺はききお聞かせ願いたいと思ふのです。

○中曾根國務大臣 相当因果関係というものがど

ういう牽連関係をその事案について持つてゐるか、いまお話を承つただけでは判断できないと思ひます。そのときの親の監督の状況とか、あるいは子供さんがその場へ行つた事情とか、その前後の状況とか、もつといろいろこまかい具体的な判断を得る資料がないとちよつと答えできない案件ではないかと思ひます。

○庄司委員 それじゃ申し上げますが、ここは宅地造成され、しかも畑も相当ある。畑の中に穴があいておつたわけですが、子供からすれば、これは当然安全な畑である、親も当然そう思つておるのだらうと思ふのですが、こういう鉱山と地、廃鉱と、こういうものについては、通産当局が徹底的な対策をとる必要があつたのじゃないか、私はこう思ふのです。その辺大臣、どうですか。

○中曾根國務大臣 それはいつ廃鉱になつたのか、鉱業権者、企業者がどの程度の責任を持つておる事案であるか、そういうところを具体的に案件としてつまづかずにいたしませんと、私は正確にはお答えができませんが、とにかくしかし、その鉱業権者なり企業者が、まず第一義的にそういう不幸な事件を起こさないように処理をする責任があり、また、監督官庁である通産省やあるいは県その他も、そういう事件が起こらないようにそれを監督する一般的な責任もある、そういうふうに思ひます。

○庄司委員 それじゃ次に移りますが、先ほどのわが党の中島委員の質問に対して局長さんのほうから、現在休廃止中の鉱山が七千ある、そのうちの廃止鉱山が三千であるということでしたが、この三千の鉱山に対して徹底的な監視の目が通産省で行き届いてゐるのかどうか、これをひとつ伺いたいと思ふのです。

○青木政府委員 先ほど申し上げましたように、現在休廃止鉱山は五千でございまして、そのうち休止鉱山が二千、鉱業権のない廃止鉱山が三千でございまして、この三千の廃止鉱山につきましては、そのうち休廃止全体をくめまして、非常に汚染物質が出てゐる危険性の高い約千鉱山につき

まして、昭和四十六年度より四年計画で鉱山保安監督局長の調査をいたしております。残りの分につきましては、これから約三、四年の計画をもちまして県に調査を順次委託いたしまして、その調査の結果、危険なものについてはさらに鉱山保安監督局で精査をするという段取りになっております。

○庄司委員 そろそろ本論に入らせてもらいますが、今度の措置法の第四条には「使用済特定施設に係る鉱害防止事業に関する基本方針」とありまして、「通商産業大臣は、この法律の施行前に使用を終了している特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針を定めなければならない。」というふうになっております。その基本方針を定められる場合、先ほど申した三千の廃止鉱山あるいは二千の休止中の鉱山、これに対して徹底的に鉱害をなくすための方針をつくられる決意が、ありなかつたら、この点をまず伺いたいと思っております。これは大臣にお願いいたします。

○青木政府委員 この使用済特定施設にかかる鉱害防止事業の実施に関する基本方針につきましては、休止鉱山のうち鉱業権が残っておりますものにつきましては、当然鉱業権者が計画を出す必要もございますので、この基本方針に入れるわけでございます。廃止鉱山、すでに鉱業権のない鉱山につきましては、そのうち非常に危険度が高い、したがって、政府が補助金を出しまして地方公共団体に鉱害防止事業をしていただく分につきましては、この基本方針の中に盛り込んで、計画的な実施をしていく、こういう段取りになっております。

〔補野委員長退席、田中(六)委員長代理着席〕
○庄司委員 私は、徹底的におやりになる方針をおつくりになるのかどうか、それを伺ったのです。
○青木政府委員 この休止鉱山につきましては、大体非常に危険の高い千の鉱山につきましては、先ほど申し上げましたように、ほぼ四十八年度で調査が完了いたしますので、このうち必要なものについては基本方針の中に入れるわけでございます。残りの分につきましては、先ほど申し上げま

したように県に調査を委託して、この中から順次必要なものは取り上げて、この基本方針の中に入れていく、こういう段取りになるわけでございます。

○庄司委員 くだいようであります。時間が過ぎるので簡明にお願いしたいのですが、徹底的な鉱害対策をおとりになるのかどうか。千なら千でもいいですよ、三、四年計画であつた分についてはやるといふことですから、それを徹底的におやりになる、この点どうなのか、簡潔にお願いしたいのです。

○青木政府委員 これは全部徹底的に調査いたしまして、必要があるものにつきましてはこの計画の中に入れてまいりますつもりでございます。

○庄司委員 ではいまの御答弁は、徹底的な計画をおつくりになって、徹底的な調査をやつて、徹底的な対策をとる、こういうふうな理解をします。それからその次にお伺いしたいのは、この四条の三項の中に、基本方針を定めようとするときは、環境庁長官に協議する、そうして、かつ、中央鉱山保安協議会の意見を聞く、こうなっておりますが、この点で、環境庁長官との協議がこの計画をつくる際の前にあるのか、あるいはあとになるのか。午前中の討議でもあつたようでありましたが、この辺もう一べんお答え願いたいと思つております。

○青木政府委員 この基本方針を定めます際には、通産省で原案をつくりまして、それを環境庁長官に協議し、かつ、鉱山保安協議会の意見を聞いた上で、最終決定をいたしまして公示することになるわけでありまして、

○庄司委員 通産大臣の基本姿勢が徹底的に対策をおとりになるというところでありますから、一つの具体例でもつて、この件はどうなるのか。一つの試金石にもなるわけでありまして、私は岩手県にある松尾鉱山の例でひとつお伺いしたいと思つております。

松尾鉱山の鉱毒水対策につきまして通産省と建設省、それから厚生省、環境庁ですか、いろいろ協議いたしました対策を練つておられた最中だろ

うと思つていますが、北上川の水質について今回基準が出されているわけでありまして、この水質基準の出来たのはけつこうなものであります。一番の、肝心なものは、PHについては全然定めがない。これは下流住民が非常に苦しんでいる問題でもありますが、肝心なものは、PHの基準がなしに北上川の水質基準が定められたとしたとしても、これはほとんど有名無実の水質基準になるのではなからうか。なぜこのPHの基準が定められなかったのか、この点、理由をひとつ聞かしていただきたいと思つております。

○山村説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、北上川の水質基準の当てはめにつきましては、まだ最終的に告示の段階に至っておりませんけれども、水質部会の審議の経過で申し上げますと、御指摘のとおり、PHにつきましては後ほどきめるといふことにきめております。この理由は、御案内のとおり、PHにつきましては、その対策が明らかでないというところで、そのPHの達成の見込みのないものを現時点できめても意味がないという判断から落としたわけでございます。

それで、PHを落とすとして、その他の項目についてきめた理由でございますが、水質汚濁は必ずしもPHだけの問題ではございませんで、家庭下水とかその他の有機物による汚濁、つまりBODとかいう有機物による汚濁も重要な要素でございます。北上川の場合、盛岡市、花巻市等の下水によってかなりよごれております。その対策をすみやかにとらせるために、PHの対策が確立する前にあらかじめ下水等の対策を立てさせようという意図から先行してきめたというのが実情でございます。

○庄司委員 そうしますと、これは私は重大な問題だろと思うのですが、基準をきめても達成する見込みがないという状況にあるとすれば、昭和四十四年から、つまりいまから約四年前から、松尾の鉱毒水の問題では、数次にわたり対策あるいは協議をなさってきたわけですが、それ

について全然PHを落とせるめとがないということになりますと、いままでのこの対策協議は何をやつてきたんだ。これは地元で非常に憤慨しておるわけですが、いままでの対策協議というのはほんとうに興味なかったんじゃないか、こういうふうに言われても仕方がないんじゃないかと思つたのですが、その点どうなんですか。

○山村説明員 このPH対策につきましては、本年度環境庁も本式に参画いたしまして、若干の調査費を投入いたしまして、その技術的な総合的な対策を検討しようということで、先生御指摘の四年前から発足いたしました北上川対策協議会を活用いたしまして、その下部機関としての専門委員会をフルに御利用させていただきまして、現在四十七年度事業としてその総合的な対策と、その効果とありますが、その事業の評価をいたすべく調査いたしておるわけでございます。

すでにこの十二月に中間答申が出ておりました、たとえば赤沢川の川の水がしみ込んで、それが鉱床に触れて酸性化して川に入るといふような事実も明らかであることから、この工事には直ちに着手しようという方向が出されております。また山腹の水がやはり坑内に入りましてそれが酸性化して川に入ってくるというようなこともかなり明らかでございますので、その調査を徹底的にやろうというふうな、この二点についてすでに中間答申が出ております。

そのほか、すでに建設省が松尾鉱業所から引き継ぎまして中和処理も行なつておりますし、各般の施策を現在調査し整理いたしておる段階でございます。一応の環境基準、PHを落とすわけでございますけれども、告示案と申しますか、すでに決定された環境基準の類型指定の中にも注釈を入れておりました、読み上げますと「松川合流点から北上川橋の間のPHについては、現在その改善のための各種の調査や対策を実施したうえで別途基準値を定めることとするので、PHに関する基準値は適用しない。」ということで、おおむね

一年後を目標にPHについては定めようというよう
なつもりでおります。

○庄司委員 いまの水質保全局の課長さんの御答
弁だと、北上川の水質基準にPHを入れるという
のは一年後、一年後には入れられる、こういうふ
うに解しているのですか。

○山村説明員 一年後を目標に調査検討を進める
というつもりでございまして、その調査結果いか
んによってはあるいはいろいろ問題が出てくるか
もしれません。そういう問題をばらんでおります
ことを御了承いただきたいと思います。

○庄司委員 その点で、たとえばバルブの廃水の
場合ですと、当年度は暫定でこれくらい、それか
ら昭和五十年からはこうなるとか、こういう明確
な数字が明示されているわけですよ。ところが、
こういう松尾の鉱毒水対策についていうならば、
そういう明示ができないという段階にいまあるの
じゃないかと思うのですよ。そうすると、いまま
で四年間いろいろ調査研究あるいは対策をとって
きて、通産なりあるいは——主として私は通産だ
ろうと思うのですが、通産の対策が非常に中途半
ばだったのじゃないか。及び腰の対策をやっている。
予算の許す範囲内だけですね。しかも、その
予算というのは、いまの体制から考えられるこれ
くらいしか取れないだろうというふうな予算の範
囲内でしか調査研究をやらないう、対策もとらな
い。こういう及び腰があるから環境庁のほうで
せつ々しくPHをやろうとしてもめどがつかないの
じゃないか、こういうふうな考えられるのですが、
その点は、通産のほうとしてはどうですか。

○青木政府委員 松尾鉱山の鉱害につきまして
は、きわめて規模が大きいということもございま
して、私どものほうとしてできる最低限の応急の
工事はしておるわけですが、根本的に大
規模な工事で抜本的な対策をつくる必要があると
いうことで、関係各省庁寄りまして、環境庁を中
心にいたしまして調査をいたしまして、その調査
に基づきましてその水の流れの根本を直すとい
う、非常に大規模な工事をもってやることになっ

ているわけがございまして、私どものほうは、い
ままでなかなか手がつかなかったという
のは事実でございまして、応急措置をいまま
たしておいたというふうな御理解いただきたい
と思っております。

○庄司委員 それでは、抜本的な対策をおとりに
なるようですから、私は、松尾の根本策として一
応いま考えられるものとして次のような点がある
だろうと思うのですが、その点で御見解を伺いた
いのです。

当面強酸性の鉱毒水、坑内水の水量は大体毎分
二十トンから二十五トン出ている、こわいわれて
おりますが、この中和が約三分の一しかいまや
られていない。あとの三分の二は中和されないで赤
川に流されて、川に炭カルをぶち込む。だから、
炭カルの効果はなかなかないんだ、こわいわ
れているのですね。その点は、いままでの鉱山対
策上通産もいろいろ御指導なすったのだと思うの
ですが、やはり根本的な対策はシクナーなりあ
るいは沈でん槽——現在のあれではとてもじゃな
い、いまの三分の一くらいしか処理できないとい
う状況ですから、これは完備なシクナーなり
あるいは沈でん槽をつくる方向で検討すべき
じゃないか。そうやって赤川の強酸性の鉱山水全
体を中和する、この考えに立たないとやはりこの
根本的な対策にならないと私は思うのですよ。

それから二番目は、露天掘りをさんざんやら
したわけですから、この露天掘りに浸透する水が強
酸性の原因にもなるわけですから、この露天掘り
あと地の全面埋め立てをやる必要があるのじゃな
いか。

それから三番目は、赤川の河道が鉱床に触れて
流れておりますから、これも酸度を強める原因に
なるわけですから。その点では赤川の河道の流路の変
更、これをとりとめる必要があるのじゃないか。

それから四番目は、鉱山周辺にある堆積場、
AとBとありますが、これも表土をかぶせて植生
をやる、こういう対策をやはりいま直ちにやる必
要があるのじゃないか、こう思うのですが、通産

のほうのお考えはどうですか。

○青木政府委員 ただいま御質問の中で、若干建
設省のほうでやりになっている分もござい
ますが、私どもにも関係した分を申し上げますと、露
天掘りあとの全面的な埋め立てにつきましては四十
八年度から実施の予定でおります。

それからA、Bの堆積場につきましては、補助
金対象としてまして工事を続けている最中でござ
います。

○庄司委員 そうしますと、いま御答弁漏れもあ
るようですが、山元での完全中和のシクナーそ
の他の問題、これはどうなんでしょうか。

○松村政府委員 河川の水質を正常に維持する、
これにつきましては河川管理者として私どもも責
任を十分感じておるわけがございまして、そういう
ような関係から、この松尾鉱山の鉱毒問題につ
きましては河川管理者として、暫定的な措置として
炭カル投入を四十七年五月から引き続きまして
やっておるわけがございまして、これといたしま
しては、下流の四十四田の地点におきましてPH
が四になるような炭カル量をいままで注入して
きたわけがございまして、これにつきましては、今
後水質基準等がはつきりいたしますとそれに
応ずるような措置をとることになると思っております。

それから、赤川の源流の水が坑内にしみ込むの
を防ぐ工事、これにつきましては、先ほども申し
ましたように対策協議会等の中間報告にもそう
いう措置をやる必要があるということで、これは
来年度四十八年度からこの赤川の源流の部分につ
きまして流路工、いわば川の底を三面張りとし
ますか、流水が入らないような措置、これの工事
に着工する予定でおります。

以上、簡単であります。補足をいたします。
○庄司委員 どうもシクナーの問題やあるいは
沈でん槽の問題のお答えが通産のほうからでない
ですが、これはやる気があるのですか、ないの
ですか。簡潔にお願いします。

○沼沼説明員 お答えいたします。
松尾鉱山の問題につきましては、鉱山が閉山後、

その対策につきましまして環境庁を中心に関係各省で
一応その対策を、永久対策が確定いたしますまで
割り振ると申しますか、受け持ちましてやること
になっております。

通産省といたしましては、先生いま御指摘の
ございました、一つは堆積場でございます。A、B
堆積場その他の堆積場を含めまして覆土、植生、
その他の事業でございまして、

それから露天掘りをいたしました露天掘りのあ
との埋め戻しあるいは発火防止というところを現
在対象ということで、現在ございまして休廃止の
鉱山の補助金工事の対象として考えて、四十七年度
にも一応いたしておりますが、四十八年度にこの
工事をいたすということを考えております。

○庄司委員 では、最後にもう一つ別な問題を
伺って終わりにしますが、山形県の南陽市のカド
ミウム汚染の問題です。これは休廃止鉱山も相当
含めて、いま生きている鉱山もあるわけですが、
通産としてこの徹底的な調査をやったのかどう
か、私はどうも疑問なんです。その点で、これ
は徹底的な調査をおやりになる必要があるのじゃ
ないか。

その中身であります。一つは、休廃止鉱山や
現存鉱山の汚染源がどこにあるのか。それからそ
の汚染源ごとの汚染の負荷量、それからその処理
対策はどうするのか。なお、環境庁のほうとして
は、やはり水質なり土壌なり川どろなりあるいは
米の問題、健康の問題、この調査をおやりにな
って、公表なさる必要があると思うのですよ。

なぜこういうことを申し上げるかという、こ
の間、山形県議会が非常に問題になったのは、山
形県の衛生部がせつ々しく調べた米、これが一PP
M以上出ているのが四カ所以上ある。それから
○四PPM以上のものが十一カ所もあるのです
ね。これはもう大問題なんです。その点で、私
はこの調査をおやりになったのかどうか、それか
らそういう数字は環境庁はおわかりなのかどう
か、これをあわせて通産と環境両方にお伺いた
いと思うのです。

○藤沼説明員 お答えいたします。

南陽市のカドミウム汚染については、上流の鉱山でございすが、これは管轄をいたしております仙台の鉱山保安監督部におきまして、この調査を幾度かいたしております。

現在までの調査結果でございますが、この上流にございす鉱山は全部で四鉱山ございす。一つは吉野鉱山、それから南沢鉱山、それから朱山鉱山、熊野鉱山、この四鉱山でございす。この鉱山につきまして監督検査を実施いたしまして、現在その排出の状況については基準をオーバーいたしております。

○松山説明員 お答えいたします。

四十五年この地域につきましては農林省の調査が行なわれまして、カドミウムが一・〇PPM以上含有する米が検出されておりますので、土壤汚染防止法が四十六年の六月から施行になりましたので、環境庁としましては、山形県に補助金を出しまして、この地域の約百五十町歩につきまして、土壤汚染防止法に基づきます対策地域の指定あるいは対策計画の樹立のための細密な調査を行ないました。その結果は、県としましては、四十七年の三月二十八日に公表をいたしております。結果では、六十点調査をやりまして、米のほうでカドミウムが一・〇PPM以上含有する米が一点検出をされております。四十七年度におきましては、この結果を踏まえまして、一・〇PPM以上のカドミウムが検出された地区につきましては休耕をいたしております。

なお、先ほど先生御指摘になりましたことしの三月に、過去の保有米につきまして調査結果云々という話もございすので、私も県のほうからその後報告を受け取りましたので、そういう事情もございすので、四十八年にはもう一度調査をやつてはどうか、そういった指導を県に對しましていたしておるところであります。

○庄司委員 終わります。

○田中(八)委員長代理 島本虎三君。

○島本委員 通産大臣も来ていらつしやいます

し、そしていま休廃止鉱山の公害対策の確立について法案が出され、これを審議している段階でございす。私も昭和四十七年の六月十六日、衆議院の公害対策並びに環境保全特別委員会に上げた「休廃止鉱山の公害対策の確立に関する件」という決議案件、これにのっとつてそれぞれ立法化が促進され、ここにでき上がったわけでありす。この決議の線に沿つて逐次お伺ひしてまいりたい、こう思うわけでありす。

それは言うに及ばず、大臣も出ていらつしやいます、とりあえずイタイ病のカドミウム中毒、それから水俣病の有機水銀中毒、それと四日市等のいわゆるばい煙による公害被害、一連の産業公害であります。これは企業の排出によるこの被害であります。今回の水俣裁判は政府に對しても重大な警告であります。私も、いまこの法案を審議するにあつても、こういうような被害者の立場を十分考へて、再びこういうようなことがないように、鉱山の場合にはまさに抜本対策はこれで行なわなければならない、これだけの意気込みでひとつ当たらないといけないと思つて、行政府はすでにさばかれたものでありまして、今度すべて態度も変えなければならぬ状態だと思ひますが、大臣のこれに對する所感をまず先にお伺ひ申し上げたい、こう思う次第です。

○中曾根國務大臣 その点につきましては島本委員と同感でございまして、福祉のための通産行政という方向に思ひ切つて転換しなければならぬと思ひ、私もそういうつもりで行政を進めていく次第でございす。

○島本委員 いま鉱山の、金属鉱業等被害対策特別措置法案、これを審議するにあつて、いろいろ必要な要素がありますが、この中で田中総理もよく言つておりますPPPの原則、これとの関連性を大臣はどのようにお考えでこの法律に当たられましたか。

○中曾根國務大臣 PPPの原則は、日本におきましても行政官庁内部におきまして採用いたしま

して、このPPPの原則を極力厳守するように行政を進めてまいりたいと思つております。ただ、PPPだけではカバーしきれないいろいろな問題が日本には特殊事情としてございすが、そういう場合には、国あるいは公共団体が動いたしまして被害者を救うという立場に出ていかなければならぬところがあると思ひます。

○島本委員 当然鉱山は私が言う必要もないほど、専門家である皆さんのほうがこれを實際專攻して、そのPPPの原則、掘るだけ掘つてあつたはたれ流しにしている所有者がいる。そしてそれが時効にかつたあとには、その人がおつても時効という事で今度義務を免れる、こういうような状態を現出してはならない、こういうふうに思ふわけでありす。

そういうような意味からしても、この決議案の一項から六項までそれぞれわづらひに具体的に書かれておるのであります。そういうようなことがあつては困るから「関係都道府県等の協力体制を確立し河川の水質土壌の汚染状況を含め総合的に行なうこと」というふうにはつきりしてあるわけでありす。当然関係都道府県等の協力体制の確立も十分に考へ、この法案の中に盛り込んであるものだと思いますが、この点に對しては事務的にどのように扱いましたか。

○中曾根國務大臣 さきの国会におきます公害特の御決議に關しましては、通産省といたしましてもこれを尊重いたしまして、六項目にわたる諸般の關係についてそれぞれの対策を講じております。具体的な点につきましては局長から御説明申し上げます。

○青木政府委員 ただいま御質問の中の都道府県との關係でございすが、この法案を出します前に關係の都道府県とは十分協議いたしまして、案文も見せていただいて、その意見も十分取り入れております。その際、私も十分承知して、こういう公害問題でございすので、都道府県と密接な關係が必要だということで、十分事前に御相談を

申し上げるということでお約束しておりますし、そういう運営をしないと、本来こういう問題については解決ができないというふうに考へておりますので、十分密接な連絡をとつて処理してまいりたいと思ひます。

○島本委員 当然、密接な協力体制を確立しなければならぬのであります。しかし、やはりPPPの原則を踏まえてこの法律の運用に当たらないければならないことは、大臣の御答弁のとおりでありまして、私も同感であります。そうすると、この地方自治体の意見を十分尊重し、また、現地でそれを監視できるのは自治体であります。そういうことからしまして、これを明記しないというところは逃げられるおそれがある、責任を免れるようなことになつてしまふはせぬか、そのおそれがないかどうか、これを心配するわけでありす。したがつて、私は、いま掘るだけ掘つてあつたはたれ流し、たれ流しをして、そのままにして逃げてしまふ、あと五年たつたら義務はもう消滅した、こういうふうなことであつてはならないと思ふのです。これをどなたが監視し、どなたがこれと連携をとつてやるか、これもはつきり法案の中に明記してあつて完全じゃないかと思ふのであります。この点等については、単なる義務的な、協約的な一つの慣行によるような行き方を考へておるやうであります。まさにそういうやうな必要があるなら、法案に盛つてはどうかですか。これははつきりこの点、義務づけでございすか。

○青木政府委員 法文上、明確には出ておりませんが、この仕事自体が、もし鉱害防止義務者がなくなると、都道府県に仕事をやつていただくという關係にございすので、基本方針を定めるなり、こういう事業を實際にやりますなりにつきましては、都道府県と十分な連絡をとらなければできないことになつておりますので、その辺も考慮しまして、十分事前に協議をいたしたわけでございますが、特に法文に明記する必要はないという都道府県側の御意見もございまして、私どもとしては、全く共同でやるやうな運営をいた

すつもりでございます。

○島本委員 「河川の水質土壌の汚染状況を含め
総点検を行なうこと」という、これは生かされて
ございますか。

○青木政府委員 金属鉱害の総点検につきましては
は、私どものほうとしましては鉱山に対する部分
を分担いたしております、それに基づきまして
千五十の鉱山につきまして四十五年度から四年計
画で調査を実施してきておるわけでございます。

さらに、鉱害防止上、監督検査が必要と認めら
れる約六百の鉱山については、休業後といえども
継続して鉱山監督上の検査を実施しているわけで
ございます。

さらに、四十八年度からは、すべての休廃止鉱
山の実態を把握すべく、前述以外の休廃止鉱山の
概査を地域事情に詳しい地方公共団体へ委託する
ために予算を計上しておる次第でございます。

その他の部分につきましては、環境庁を中心に
いたしまして、付近の河川その他、それぞれの各
官庁に分担しまして総点検を実施いたしたわけで
ございます。

○島本委員 環境庁では、河川の水質の総点検を
どのようになさったか。農林省では土壌の汚染状
況を含めて総点検をなさいましたか。その結果に
ついて御報告願います。

○太田説明員 ただいま通産省からお答えがござ
いますように、環境庁といたしましては、昭和
四十七年度、すなわち本年度から調査にかかりま
して、各省庁といろいろ御相談しながら、たとえ
ば私どもでは公共用水域並びに土壌、それから健
康被害、その辺、それから農林省、通産省、労働
省、その辺と連携をとりながら調査を実施してお
る次第でございます。

私どもの調査は本年度から始まりましてはかり
でございますので、まだ結果はいたいたしておりま
せんので、今後ともその調査は継続してまいりた
い、こう考えております。

○遠藤(寛)政府委員 農林省は、環境庁と協議を
いたしまして、御指示に従いまして、一つは全国

的な概況調査を、これは全国で四千点の地域を選
びましてやりました。その中で、環境庁関係です
で汚染地域ないしはそれに類似しているところ
というところにつきましては、その概況調査を行
ないますときに、あわせて詳細な調査を行ないま
して、作物の生育状況、土壌の状況、それから作
物の分析、そういうものを行ないまして、環境庁
にその結果を報告するというようになっておりま
す。

ただ、データの全体につきましてはただいま整
理中でございます、まだ結果は出ておりません。
○島本委員 河川の水質それから土壌の汚染状
況、これは的確に把握して早く行政的な手を打た
なければ、水質の汚濁はまさに進行形なんです。

肝心の環境庁がこの点にこれから手をつけるの
は少しおそい。政務次官も来ておりますが、こう
いうような状況で、法律が制定されようとしてい
るのに、この中に盛り込まれておるところの河川の水
質、土壌の汚染状況の点検、これがことしからだ
というのでは少しおそきに過ぎるのではないかと
もっとビッチを早めるのではありませんか、行政に
対してできない、こう思います。環境庁は少しスロー
モーションのような気がいたしますが、いかがで
すか。

○坂本政府委員 一般的には、四十七年度からの
いま申し上げましたような調査の進行状況ござ
います、問題のあるところにつきましてはす
に調査を開始いたしております。

○島本委員 この第二項の「鉱山鉱害行政の推
進のため、処理体制の充実を図るとともに関係各
省との連絡体制を密にすること。特に毒劇法等の
適用される鉱山については通商産業、厚生両省の
間で十分連絡をとること」とあり、またとらなけ
ればならないことは自明の理であります、この
件について厚生省との間の連携、連絡、これは十
分におとりになってございますか。

○松下政府委員 ただいま先生御指摘になりまし
た昨年六月十六日の御決議に基づきます厚生省が
通産省と連絡してとりました措置及び厚生省とい

たしまして法令上とりました措置の概要を御説明
申し上げます。

まず、通産省と連絡会議を頻回持ちまして、砒
素鉱山に関する一斉検査の状況の把握、それから
金属鉱山等保安規則の一部改正に対する御相談を
いたしまして、それに毒劇法を所管いたします
立場からの意見を申し述べる、それから現に毒劇
物を製造しております鉱山を把握する、そのよう
な連絡会議を三回開いております。

それから、さらに通産省が休廃止鉱山につきま
して、そこに残っております毒劇物の処理を行な
われまます場合、各都道府県に置かれております毒
物劇物監視員に指示をいたしまして、必ずその立
ち会いをして処理の安全を期するということで、
二十九カ所の鉱山につきましてその措置を行な
っております。さらに、昨年の五月に毒物及び劇物
取締法施行規則の一部を改正いたしまして、廃止
届けを出してもらいます場合に、廃止のときに所
有しております毒劇物の保管及び処理方法、それ
を届け出させることによりまして休廃止鉱山に
残っている毒劇物の処置につきまして、その廃棄
あるいは処理等につきましての行政指導の徹底を
はかるような改正をいたした次第でございます。

○島本委員 それは改正を行なったということど
う、いつ、どのように改正を行なったものでしょ
う。ちょっとお知らせ願いたいと思うのです。
○松下政府委員 改正を行ないましたのは昭和四
十七年五月十七日、毒物及び劇物取締法施行規則
の改正でございます。改正の内容は、廃止届けの
中にそれまで入ってなかった「廃止の日に現に所
有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処
理の方法」これを新たに加えるという改正ござ
います。

○島本委員 それと三の点にございますけれども、
三の中には「休廃止鉱山における鉱害防止工
事を迅速かつ効果的に進め、休廃止鉱山におけ
る鉱害防止工事費補助金制度について拡充強化を
図るとともに、稼行および休廃止鉱山における蓄積
鉱害の除去ならびに閉山時に行なう鉱害防止工

事等に必要とされる資金確保のため、制度の画期
的改善を検討すること」というようにあるわけ
であります、この「制度の画期的改善を検討す
る」これはどのように具体的に具現いたしました
か。

○青木政府委員 まず鉱害防止義務者が不存在の
休廃止鉱山の場合でございますが、これにつきま
しては、今度の新しい事業団が、工事の事前調査
を行ない、または地方公共団体が求める場合には
その技術指導を行なえるように事業団法を改正し
たしておる次第でございます。予算としましては、
従来の二億数千万円の予算を約三倍の七億円に増
額いたしております。

それから鉱害防止義務者のおりまます蓄積鉱害源
に対しましては、まず資金援助が必要でございま
すので、事業団法を改正いたしまして、こういう
資金の貸し付け及び債務の保証ができるように法
律上の改正を行なった次第でございます。

制度といたしましては、大企業に対しましては
所要額の七〇％を年利五％で貸し付ける、それか
ら中小企業に対しましては所要額の八〇％を年利
三・五％で貸し付けるという制度を創設いたしま
して、いずれも償還期限は十五年、うち据え置き
二年という制度でございます。それから残余の分
は市中銀行から借り入れる必要がございますが、
これらの市中銀行から借り入れます際に、債務保
証を行なえるような制度も準備したわけでござ
います。

それから現在稼行しております今後の操業にか
かりまます将来の鉱害防止事業に必要な資金を確
保するために、鉱業権者に対しまして鉱害防止積
立金制度というものを創設いたしまして、これを
強制的に積み立てさせまして、終わってからあと
十分工事ができるといような担保をする制度も
同時にこしらえてございます。

○島本委員 確かに今回の場合は七億計上されて
おるようであります。鉱害防止義務者が不存在の
鉱山の鉱害は、地方公共団体が事業主主体となつて
工事を実施し、事業団がこれを援助する、こうい

うようなことでありますけれども、確かに補助は三倍計上されておるようです。約七億です。しかし、これは各鉱山保安監督局の試算によると、八十八億一千万円、これを五年間で一掃する予定だという報告がございまして、七億で五年間で八十八億にならないではありませんか。約十八億組んでいいと、これは予定どおりいかないことになりまして、この辺はどういうことなのでございましょうか。

○青木政府委員 七億は予算でございまして、これは三分の二の補助でございまして、事業費としましては十億余りになるわけでございまして。それで四十八年度を初年度としまして漸次増額いたしまして、五年間に八十八億の総工事を実施する、こういう計画になっておるわけでございまして。

○島本委員 確かに前年度に比べて三倍以上の七億を組んだのはいい。しかし、せっかくここに五年間で一掃する予定で八十八億一千万円を組んだとある。それを二倍にしてみても十八億組まなければ五年でやれない。七億でこれをいかに入れても十四億、十四億じゃ十八億になりませんから、これはまた予定の計画が実施できないおそれがないか、こういうことを心配するのです。これでいいという根拠をはっきりさせてみてくださう。

○青木政府委員 この工事は各県に委託するわけでございまして、いろいろな工事の準備、それから工事をいたします際に急激にふやすことも問題でございまして、初年度はこれくらいにいたしまして、漸次毎年ふやしまして五年間で完了する、というならかならずの増額を見込んでおるわけでございまして。

○島本委員 平均してやったら十八億組まなければならぬ。徐々に上げていくとしたら今後は少ない分だけいいかなければならぬから二十億以上も組まなければならぬことは当然あるわけでございまして、それをこころはつきり確認しておきたい、こういうふうに思うわけですが、いまの答弁でございまして、その点よろしうございませうか。

うございませうか。

○中曾根国務大臣 ことしの予算はもうきまつておるわけでございまして、明年度以降につきましてはできるだけ努力してまいりたいと思っております。

○島本委員 せっかくここで八十八億一千万円という数字をあげて、これを五カ年間で一掃する予定計画を通商産業省から出しておるわけであります。鉱害対策について出しておるものでありますから、これに当然沿わなければならぬと考へます。したがって、そうするならば、私が算術でやったら十八億、しかし徐々に増していくというなら、今後は少ない分だけ上増しになりますから二十億、二十五億は当然必要になるかと思ひます。その点は十分考へて対処してもらいたいと思ひます。その点は特に大臣に申し上げておきます。

それから税制上の問題点も、これは助成措置等について十分合理的な結論を出したい、こういうようなことになっておるわけでありますけれども、本施設運営に對して、税制上の問題に對する扱いはどのようにお考えですか。

○青木政府委員 鉱害の防止施設全体に對する税制上の一般的な優遇措置のほか、特にこの金属鉱害に對する税制上の措置はいたしておりました。ただ、先ほどからいろいろ指摘されておりますように、鉱害防止工事のための積立金につきましては損金算入の方法を研究すべきだという御意見がございまして、本格的な積み立てが始まります来年度の税制改正には十分研究をいたしましてそういう措置がとれるように努力してまいりたいというふうに考へております。

○島本委員 それは私ちょっといただきかねるのです。内閣総理大臣田中角榮、前は通産大臣として、はつきりとここに、鉱業法に無過失賠償責任の制度がある、こういう制度がある以上、これに何かを合わせる意味においても基金とか、そういう制度があつてしかるべきだという考へ方は理解できる、通産省で広範囲にわたつて検討している、税制上の問題その他の助成措置等について勉強し

て合理的な結論を見出したい——実力通産大臣の中曾根さんもおられる。これをはつきり言つたのは田中角榮現総理であり、前通産大臣なんです。この税制上の処理は全然考へていないというようになつたら、あなたも官僚として総理の意にさからうことになるやありませんか。

○青木政府委員 公害対策につきましては種々の税制上の措置がございまして、御承知のとおりでございまして。そこで、この鉱害防止積立金につきまして現在いたうな制度といたしましては、公害防止準備金制度というのがございまして、これを最大限利用することによりましてある程度の税制上の優遇はできるわけでございまして、こういう制度とかね合わせまして、今度新しくできます積立金につきましてはこの制度でいいの、あるいはさらに優遇の度を増した制度にする必要があるのかという点を、次の税制改正で十分検討いたしまして、大蔵省当局とも協議いたしまして、その整備をはかりたいというふうに考へております。

○島本委員 そこだけは完全にチェックしておいて万遺憾なきを期さないと思ひます。特にここで皆さんもおられ、中村重光理事もおられるわけでありますから、この点等は十分にチェックしておいてもらいたいと思ひます。

それと鉱山が休廃止した後、鉱害が起らないようにするための体制、これはもうすでに十分考へておられたはずであります。そしていま案になつて出たはずであります。これも十分理解できるところであります。すでに鉱業権者がいなくなつたもの、これはまずはずしてしまふから、これはやれると思ひます。いてもすでに休止しているもの、これに對しては融資でやる措置もありまふから、これはできると思ひます。弱小鉱の場合に、融資しても返済の当てのない企業の場合の鉱害対策に對してはどういうふうなことをする予定でございませうか。

○青木政府委員 鉱害防止義務者のいない場合につきましては、国が地方公共団体に補助金を交付して地方公共団体に鉱害防止工事をやつていただ

くことになっておりますが、いやくも鉱業権者が生きて居る間は、たまたま上鉱業権者が責任を持つて鉱害防止をするということが鉱山保安法上の義務でもございまして、これにやらせるのが筋であるというふうに考へます。ただ、中小鉱の場合には資力がきつて小さいために、なかなか資金調達ができないということもございまして、いわゆる鉱害全般の融資制度よりもはるかに手厚い制度として金属鉱業事業団からの融資、また市中金融に對しても保証するというようなことで融資の道を講じたわけでございまして。

○島本委員 返済の当てもない企業の場合の鉱害対策については万全かということなんです。これはイエスかノーかでございます。

○青木政府委員 鉱業権者があつて以上、そういう制度によつて鉱業権者にやつていただくということとで万全を期したいと思ひます。それで鉱業権者が支払い能力がなくなつた場合には元へ戻りまして、無資力の鉱業権者になりますので、国と地方公共団体でその補完をしていく、こういう制度に戻るといふふうに御理解いただきたいと思います。

○島本委員 鉱業権者が現存しておつて、それに融資の道もある。しかしながら、返済のめどもない弱小企業である、これは仮定なんです。返済の当てのない場合でも、鉱害対策の場合にはきちつとやらしておいて、不良債権になつてもかわないのだ、こういうふうなのでなければ、ほんとうに鉱害対策はやれないじゃありませんか。石炭山が一つあつて、これはいかに何であつても保安対策は完全にやらなければならぬんだ、やつても採算のほうに先になつていって、あのような状態を現出しておつたことは皆さん御存じのとおりなんです。資金もない、融資の返済のめどもない弱小企業である、そういうふうなもののはつきり手を打たないだめだと思ひます。

鉱業権者がいてもいなくても、そこから鉱害をたれ流しさせてはだめなんです。これに對して弱小権者がいる場合は、おまえもやらせるのだ、

なるほど融資を受けてやる方法なんですから、やってみよう。むしろそこのほうを優先にしよう。これをやらせて、いよいよどうにもならない場合には地方公共団体、または不良債権になつてもかまわないのだ、だから完全にやれ、こういうのでなければ、私は実を結ばないのではなからうかという懸念を持つのです。それくらい覚悟があるのかないのか。

○青木政府委員 融資の制度でございまして、全く返済見込みのない場合にまで融資をすることはなかなかむずかしいと思いますが、極力この融資制度で鉱業権者にやらせるという方向で処理してまいりたいと思います。もしそういう融資を受けられない程度の鉱業権者でございしますならば、鉱業権を放棄してもらいまして、無資力として処理する以外に方法がないのではなからうか、こういうふうな考えでおります。少なくとも鉱業権者がおり、融資を受ける能力があるならば、やはり鉱業権者が始末をするというのがたてまえであるというふうな解釈いたしております。

○島本委員 この第四の決議の中の「休廃止鉱山および周辺地域における地域住民並びに元従業員、健康診断を積極的に実施し、医療救済等適切な救済措置を行なえるよう現行関係法制全般について検討すること。」これはなかなか大きな問題であります。なお、労働省においては、労働災害補償保険法の適用を積極的に進めたい、被害者の救済をはかれ、こういうようなことがあるわけでありまして、そうすると、休廃止鉱山及び周辺地域における地域住民と元従業員の健康診断を実施して、医療救済等の適切な措置を行なえるような法体系全般についての検討が当然あるわけでありまして、地域住民の問題については、元従業員の健康診断とあわせて厚生省では十分調査をしておることだと思ふのですが、調査の実績をちょっとお知らせ願いたいと思ふ。

○山本説明員 お答えいたします。休廃止鉱山の周辺の住民の健康調査につきましては、すでに環境汚染の調査の実施されましたと

ころの結果を見まして、住民の健康に影響があると思ふところにつきまして調査を実施しておりますが、現在までのところ、宮崎県の土呂久の調査の結果は、御承知のように、救済法の指定地域といたしまして指定したところでございまして、そのほか、現在までのところ、全国で七つの鉱山、その周辺につきましての健康調査を都道府県を指導いたしまして実施しております。

○島本委員 それでは労働者災害補償保険法の適用を行ない、被害者の救済をはかることについて、労働省ではどのようにこれをやっておりますか。

○北川（後）政府委員 休廃止鉱山の元労働者の労災補償につきましては、たとえやめてから後疾病がわかりましても、労災保険法の適用のあるものにつきましても当然全面適用をいたします。なお、労災保険法は昭和二十二年に施行されておりますけれども、それ以前のものにつきましても労災保険法の適用がないわけではございませんけれども、いままでのところ、たとえば松尾鉱山あるいは土呂久鉱山の例に見られますように、当該鉱山の鉱業権者が存在します場合には、労災保険適用と同じような補償、医療費の支給というものを行政指導によって実現をいたしております。

○島本委員 厚生省では十分調査をしておいて、いま例をあげられましたが、土呂久では、どういふような調査をして、どういふような措置をされたのですか。これは砒素で内臓をやられた者、それからおかれた者、それから地域指定の問題点、移住してその指定を受けられない人に対する措置、多発地帯でなければこれを受けられない人、こういうような実情、こういうようなものは、具体的にその実情に沿わない調査のしかたなんじゃありませんか。この点は指摘されておるのですが、十分こういうことのないように調査をせよということなんです。土呂久の場合を例にとりて、いま調査を十分にしたということですから、どういふ調査をなさったのか、そしてこの場合には、内臓

についてこれは完全に把握されたのかどうか、地域指定の問題はどうなのか、この点等についてひとつ発表してもらいたいと思ふ。

○山本説明員 お答えいたします。

土呂久の調査につきましては、当初県が調査を実施いたしまして、土呂久地区の住民が約二百八十名だと思ふ。これにつきまして、全員について症状等のアンケート調査をいたしまして、最終的には八名の者につきまして、精密検査をするために、熊本大学及び延岡の県立病院に入院をさせまして、皮膚の所見その他の所見につきまして、内臓等も精密検査をいたしたわけでございます。

その結果、七名の者につきましては、皮膚所見等から砒素による影響があるものとして、これにつきまして知事があつて、補償と解をいたしたわけでございます。土呂久の地域にかつて住んでおられた人、現在は他の府県あるいは他の町村に住んでおられる人、一部につきましては、その調査の事後の調査をしておりますが、なお現在、県におきましては、それらの従前、土呂久に住んでおいて、影響を受けたと思われる人につきましても、他県の者につきましても調査をなるべく十分進めるといふ方向でやっております。私ども、それについていろいろの助成並びに指導をしております。

○島本委員 これはいまさういふように言われておりますが、やはり労働者、元従業員、こういういふような人に対して、全般について検討し、現行関係法の法制全般について検討しなければならぬのだ、こういうようなことだったのです。したがって、この土呂久の問題も十分やっていると、うことなんです。これは救済が十分じゃないと思ふ。検査項目は、皮膚検査、鼻粘膜検査、砒素量の測定、これは頭髪によって行なつた検査項目、それと外部症状、こういうようなものをやりました。したがって、リネーマチである者、神経痛である者、肝臓障害の者、呼吸器障害の者、高血圧疾患等の者に対しては、全部はねられて、皮膚症

状態だけしか取り上げられない、こういうような不完全な結果しか出ていないでしよう。これじゃうまくないのだ。したがって、もっとこれに対して幅広く、内臓等についても、移住——居を移した者です。こういうような者に対しても、また周辺の住民に対しても、多発でなければむずかしいという、この点をはずしてでも、これは救済せよということなんです。これは現在行なわれていないでしよう。こういうような状態では、これは困るということなんです。ですから、これはもう少し熱を入れて、血を通わせるような行政をやらぬとだめです。

○山本説明員 お答えいたします。

私も土呂久の問題につきましては、慢性的砒素中毒というのに着目いたしまして救済の対象にしたわけでございます。県の調査並びに入院等による検査の結果を専門の委員の先生方御検討いただきまして、現在の認定の基準といたしましては、皮膚障害及び鼻膜の障害等を一つの指標にしておりますけれども、今後そのほかの鉱山におきまして、このような調査を進めた上で、内臓の一部についての影響等があるということがはっきりいたしますならば、それも認定の条件に加えないと思つておりますが、現在までの土呂久の検査の結果といたしましては、あの要件で認定するので十分であらうという専門家の御見解でございますので、そのようにしておるわけでございます。

なお、砒素による影響以外のものが、たとえばリネーマチ性のあるものといたしまして、現在までの専門家の見解といたしまして、それが慢性砒素の影響によるものとは考えがたいということでございますので、それにつきましては、県におきまして、一般的な地域住民に対する保健対策といふところの措置をするという方向で措置をし、かつ実施をしております。こういう状況でございます。

○島本委員 念のために申し上げておきます。これに当たった医師自身がやはりこの被害者であり、調査委員自身が、この調査ではだめだと県

を通してこれをちゃんと具申しておるのです。どうもそういう誤りがあるようです。以前水俣関係でも、厚生省は、昭和三十四年に重大な誤りをした。その後、これは有機水銀の中毒だと思つたとたんに、その委員会をやめさせてしまった。そのまゝ今度は水質汚濁のほうに移して、当時の経済企画庁、そこでも十人の委員が有機水銀だと認め、たつた一人の人が魚の腐つたことだと言つた。そのために、それを取り上げず、解散してしまつた。その結果がいまの水俣の被害です。したがって、そういうような肝心の点になつたら行政の手を抜くというやり方は、いままでの通弊です。少なくとも環境庁は、そういうようなことを是正するためにできた重大な調査権もあるのですから、この点等についてはもっとメスを入れて、十分調べて過去のそういうような悪例なんかのまねをしなくていいですから、これもき然としてやってほしい。このことだけは、答弁は要りませんから、はつきり申し上げておきます。

それと同時に、砒素は指定になっておりましたか。「休廃止鉱山に由来する土壌汚染については、原因者が明確を欠き、または無資力である場合が少なくない現状にかんがみ、国においても積極的にその改善につとめること」とありますが、銅、砒素等の被害については、これはもう実態調査に基づき、できるだけ早く土壌汚染防止法の指定物質としたいということになっておりましたが、これらの銅と砒素、これはどういふふうになってございますか。

○松山説明員 銅につきましては、昨年の十月に土壌汚染防止法による特定有害物質に指定をいたしました。対策地域の指定要件を定めました。砒素につきましては、御指摘の点もございまして、目下調査中でございますので、その調査結果によりまして、期日は明示することはまだできませんが、できるだけ早い機会に土壌汚染防止法による特定有害物質に指定するよう検討中でございます。

○島本委員 大体いつごろ指定になる見込みか、

発表できませんか。

○松山説明員 それにつきましては、調査結果によりまして、時期は明示することは現在でできる次第でございます。

○島本委員 この土壌汚染については、農林省では、四十七年度は一億五千九百万円、本年度四十八年度予算では農地関係では二億三百万円、重金属汚染地客土事業ということで予算を組んでおられますが、土壌汚染対策は本法によつての予算ですか。

○遠藤(寛)政府委員 地域指定から対策計画までは土壌汚染防止法でいきます。それから、事業の実施につきましては、農林省の場合は土地改良法によつて事業を行ないますので、その両法に関連しての予算でございます。

○島本委員 この農林省のほうの予算、二億三百万円はあまりにも少ないじゃないですか。通産省の予算に比べたら格段に少ないじゃないですか。

○遠藤(寛)政府委員 この内容でございますが、その事業全体が一年目に全部やつてしまふわけではございませんので、今年度の予算あたりも大部分はまだ全体計画の計画調査費でございます。事業費はごく一部分になっております。事業の計画が成り立ちまして、事業実施の段階で今後どれだけのものが要るといふことになりまして、その必要に応じて、その分だけ明年度以降予算をふやしてまいらる予定になっております。

○島本委員 これは農林省のことですから、やってくださるだらうと思ひます。いままでの在来のものでしたら、それを今度は新たにこの法律ができてからやるのに、これだけの予算しか組んでいないということになったら、私はちょっと少な過ぎると思つております。私はそういうような心配をしておりますが、この点大臣にも言つて、少なかつたら通産大臣とも相談されて、これはほとんどとやらせるようにしてやつてもらいたい、こういうふうに思ひます。

資力のない休廃止鉱山から人体鉱害を起こした

場合の責任の所在に対しては、どういふふうになつておりましたか。これは環境庁ですか、通産省ですか、どつちになりますようか。

○青木政府委員 休廃止鉱山につきましても、他人に損害を与えた場合は、鉱業法第九九条の規定によりまして無過失責任制がございまして、民事責任は鉱業権者が連帯して負うことになっております。

○島本委員 北海道の一番南部に硫黄山である恵山硫黄鉱山がある。あれももう廃止になつてだいぶたつたまま、鉱業権者がいないような状態で、漁業被害を起こしたままになつておりますが、これは解決できましたか。

○青木政府委員 恵山の問題につきましては、現に鉱業はいたしておりませんけれども、鉱業権者がおりましたので、その鉱業権者と漁業者の間でいろいろ折衝が持たれたと聞いております。その後どういふ決着がついたかについては、いま手元に資料を持っておりませんので、もし必要がございましたら、調べまして御報告いたします。

○島本委員 この点は長い間放り置かれておつて、その排出によつて漁業被害が起こつた。いま言つたら、鉱業権者がいたそうでありまして、これがいなくて困つていた問題でありますけれども、いたとなればなおさらけつこうですから、これはその後の折衝がどういふふうになつていくか、結果がどうなのか。この件についてあとから報告しておきたいと思ひます。よろしくございませうか。

○田中(二)委員長代理 青木局長に申し上げますが、この件についての資料の提出をあとからお願いいたします。

○島本委員 鉱山の場合はわかりましたが、石炭山の場合はどういふふうな扱いになるのございませうか。

○青木政府委員 石炭山につきましても、鉱害の賠償につきましては、鉱業法上同じ取り扱いでございます。

○島本委員 最近、山が疲弊してだんだん廃止さ

れていく傾向が多いわけです。特に通産大臣も、この際エネルギー対策としても原子力や重油専焼の火力発電等考えておられるようです。田中総理も、総理になる前、またなつてからも、石炭専焼の火力発電の構想をはっきり発表してございまして、やはりこういうふうなものに對しても一つのアプローチを持つて臨まなければならぬのじゃないかと思つておられるわけですね。黙つておつたら、これも休廃止鉱山になつてつぶれてしまふ、どうにもならなくなつてしまふ。生きてる間にこれをやつたならば、まさに両全じゃないかと思つたわけですが、石炭専焼の火力発電の構想、これはどういふふうになつてございませうか。

○中曾根国務大臣 石炭専焼の火力発電所をまず北海道に、次いで九州につくりたいと私は念願しております。それで問題は、サイトの問題あるいは公害防止の問題等で住民の皆さまの御意見が一番大事な問題でございまして、いまそういう意欲を持ちましてこれから調査ある、本具体的にこれを進めよう、そういう気持ちでおるのでございませう。

○島本委員 もう時間がないからやめろという紙がきてしまひましたが、私自身もいろいろとまづとお伺ひしたいところもあるわけでありまして、最後にただ一点、やはり休廃止鉱山、休または廃止してしまつてそのままにしておけば、その水によつて相当の被害を住民に及ぼすことになりまして、それをそのまま使つておれば、やはりそれに対する保安の措置とあわせて十分な対策も講じられることになると思ひます。エネルギー対策の中でも、最後に石炭専焼の火力発電の構想、これは生かすべきであらう、これはいまの産業構造の面から、一つの今後の行き方からしても、公害をなくするといふ考え方からしても、根絶させないための十分な配慮といふ意味においても、私は必要だと思ひます。今後これを大いに進めてもらいたいと思ひます。ことに北海道の場合には、そこに一つの生きるための方法というか、拠点を置いておられるのでありますから、この点は強力に進めておいて

らいたい。休廃止鉱山にしないための方策として、私はこのことを心から望んでおきたいわけであり、大臣、最後に決意を承って、私は終わらしてもらいたいと思います。

○中曾根国務大臣 熱意を持って、できるだけ早目にそれを実現するように努力をいたします。

○島本委員 長い間、ありがとうございます。

○田中(六)委員長代理 坂口力君。

○坂口委員 最初に通産省のほうにお伺いをしたいわけでございます。

水俣判決でも明確になりましたように、本来鉱害問題は行政当局の手ばかりから発生したものが、いままで多うございす。この休廃止鉱山に対します決議を商工委員会が四十六年に、それから公害環境特別委員会でも四十七年に行なっておみえになります。それぞれの決議事項に対して、その後具体的にどういうふうに取り組まれたかというところを、まず通産省のほうからお伺いをしたいと思ひます。

○青木政府委員 決議に対します通産省における対策の実施状況について概括的に申し上げます。まず第一に実態調査でございますが、重金属による鉱害のおそれのある千五百五十鉱山に對し、昭和四十五年度から四十六年度に調査を実施中でございす。四十八年度もこれを継続して行ないますが、四十八年度で大体完了する予定でございす。

それから、四十八年度から地方公共団体に委託いたしました、その千五百五十鉱山以外の休廃止鉱山につきまして調査を行なう予定でございす。これは四十八年度分九百四十鉱山を行なうことといたしまして、予算に計上いたしております。また、鉱害防止のための監督の強化をはかるために鉱山保安監督局の監督官の増員を行なうことにいたしました。四十八年度に二十四名の監督官の増員を行なうことにいたしております。それから決議の第二の事項の連絡体制のごとでございす。環境庁及び厚生省と密接な連絡をとっておりまして、特に先ほど御説明いたしました

ように、毒劇物の取り扱いにつきましては厚生省との間に連絡会議を設けて、四十七年六月に鉱山保安法の省令を私どものほうとしては改正いたしました。毒劇物に対する規制を強化したところでございす。

第三番目に、補助金制度の拡充強化と資金の確保でございますが、鉱害防止義務者が存在しないものにつきまして、地方公共団体が行なう鉱害防止事業に対する補助金を、四十八年度には、四十七年度の二億三千万円に比しまして約三倍の七億円に大幅に増額いたしますとともに、鉱害防止義務者が存在するものにつきましては、鉱害防止工事を計画的に行なわせるように金属鉱物探鉱促進事業団法を改正いたしまして、四十八年度から政府資金を長期低利で融資いたしまして、さらに鉱害防止義務者が他の金融機関から資金を借り入れる場合には、その債務保証を行なえるような所定の改正をすべく現在御提案申し上げております。

このように所要の予算措置、連絡体制の確保の立法上の措置をはかって、その実効を期しているところでございす。今回の特別措置法案のほうでは、最後の総合的な鉱害防止措置といたしまして、鉱害防止義務者に将来生ずる鉱害源の確実な処理を担保するために鉱害防止積立金制度をつくることにいたしております。

さらに、現に生じております蓄積鉱害源の処理に関する鉱害防止計画を作成して、計画的に処理するということと義務づけることを柱とした法案を出しております。

通産省としましては、こういうことによりまして、国会において決議されました対策を推進しておる次第でございす。

○坂口委員 環境庁にお聞きします前に重ねて通産省のほうにお聞きしたいわけでございますが、先ほどいろいろと御説明がありましたその中で、これは通産省のほうからいただきました資料によりますと、現在休廃止鉱山は五千三百七十七という数字でありまして、休廃止鉱山がこれだけあるわけ

ですが、四十七年の質疑なんかで見ましても、先ほどちょっと島本先生との御討議の中にもありましたが、これは労働省、農林省、厚生省、通産省、環境庁が一体となって総点検を行なうという御答弁があるわけですが、この五千三百七十七の総点検の計画、いまおっしゃった中にも入っていると思うのでございす。その中で、点検をなすってこれは注意しなければならぬというふうなものはどれだけあったか、それをひとつお聞きしたいと思ひます。

○青木政府委員 お答えいたします。

五千三百七十七の休廃止鉱山がございす。このうち六百三十八はつきましては相当危険度が高いので、鉱山保安監督局におきまして定期巡回をいたしておりますので、この実態の把握を十分いたしております。なおそこから出ます廃水につきましては鉱山保安監督局で直接監督し、基準以下に押えるような措置をとっております。

それ以外の休廃止鉱山につきましては、先ほど申し上げましたように、千五百五十の鉱山につきまして現在調査中でございす。四十八年度をもつて千五百五十の調査が終るようになっております。残りの三千三百四十九がございすので、この三千三百四十九を調査いたしますために累に概査を委託する制度を四十八年度から発足させる、こういう調査計画になっておるわけでございます。

いままで重金属調査で調査いたしました数字でございす。四十七年九月末現在の数字でございす。現在この千五百五十のうち調査が終りましたのが約六百五十一鉱山でございす。このうち何らの措置も必要ないといふものが二百三十三ございす。そのうち何らかの措置を要するといふのは四百十五ありまして、この四百十五のうち非常に危険度の高いものからそれぞれ措置をとることにいたしまして、義務者の存在するものにつきましては鉱業権者等に指示をいたしております。それから義務者の不在のものにつきまして

は緊急のものから漸次都道府県と協力いたしまして鉱害防止工事を実施していく、こういう順序になつておるわけでございます。

○坂口委員 いま六百三十八非常に危険度の高いものがあるという御答弁がございましたが、もう少し具体的にお願ひしたいのは、その危険度が高いといふのは、そこからの廃水の水の中になんか重金属等がひどく、その周囲の住民の健康等に害を及ぼすほど含まれていて、そういうことでございすか、六百三十八が非常に危険度が高いといふのは。

○青木政府委員 六百三十八と申しますのは休廃止鉱山の中で非常に汚水を出してある山でございまして、これは鉱害防止工事をさせるだけではなくて、定時に回りましてその水を検査して、常に出ます水を基準以下にするように鉱山保安監督局が監督しておるといふ数字でございす。その他のところは定時には回っておりませんので、先ほど申し上げましたように、調査をいたした上、必要なものについて必要な措置をとる、こういう処置をしておるわけでございます。

○坂口委員 重ねてお聞きをしたいと思うのですが、たいへんこまかなことになりすけれども、そういう検査をなさいますときに、これはたとえば年に一回してしまつたらそれでそこは終わりといいことでございすか。それとも、たとえば定期的に年に何回かというふうにおやりになっておるのかどうか。

○青木政府委員 お答えいたします。現在対象をいたしております鉱山の中で定期的に巡回をいたしております鉱山は稼働中のもの、それから現在までに問題があるというもので休廃止鉱山になっていくもの約二千、これが対象になつておるわけでございます。それ以外に現在調査をしております鉱山、これを数カ年計画で全部きれいにしておいて、こういうことでやっておりますわけでございますが、調査をいたしております対象は現在調査がどんどん進んでおりますのでこれは一回というところでございす。ただし、その

調査の結果対策が必要なものについては、鉱山保安法の中でフォローアップ、追跡調査ということをしておりまして、必要に応じて調査の回数も多くするわけでございます。

○坂口委員 たえばそういうふうな休鉱山がそこにあつて、そしてその下流のほうで水道水をとるといふような問題が現実問題として起こるわけでございますが、水道のほうは厚生省のほうですね。そのときに水道水を取るといふような場合には、その上流のほうに休鉱山があるような場合には、通産省と厚生省の間では何かそういった連絡としようというものはあるわけですか。

○浦田政府委員 水道法によりまして厚生大臣がその計画を認可するという仕組みになっております。事前にチェックいたします。その段階で必要な情報は通産省のほうに御連絡いたしましたして得るようになっています。

○坂口委員 そのときに、たとえば水道を引き出すときには、取り口と申しますか、その水についていろいろきめられたこまかな項目がございまして、その水の検査で合格さえすればいいということでございますか。

○浦田政府委員 水道は人間の飲用に供するという非常に重大な意味を持つものでございまして、水道法で給水する水の基準について非常に厳重な規定を設けております。しかし、取る水につきましても基準はございせんが、事実上の問題といたしまして、人間の健康にかかわることでもございまして、また、そういった原水から水をつくり出すいわばコストの問題にもからむことでございまして、私も先ほど申しました計画をチェックする段階でもってそういった点も十分気をつけるように事実上の指導をいたしております。

○坂口委員 実は例をいたしまして高山市に平金鉱山、休鉱山になっておりますけれども、あるわけでございまして、この鉱山の下流のほうから水を取っている例があるわけでございまして。その場合、これは最終的にいろいろなデータが整つ

たわけではございませんので具体的な問題を問題にしようとは思いませんが、事実問題としてそういうふうな問題があるわけでございまして。その平金鉱山の坑口の辺ではかなりカドミウムですとか、亜鉛、銅、鉛、こういうものが出ている。それからかなり下流ではございましてすけれども、水道の水を取っているわけですか。

聞いてみますと、やはりじゃ口のところに出水の段階では何れいまだところの問題はないということなんです。その坑口から、かなりと申しますか、少し下のほうまでその川には魚が住まないというふうなことがあるわけなんです。幾つかの川が相重なって下のほうに行っておりますので、水を取っておりますところに行きますと、かなりこれは薄められておるといふことは考えられるわけですか。これにつきましていろいろ聞いてみますと、かなり以前に一度この水を水道に取りたいというふうに思って検査をしたときに砒素が出たので一べんそれを中止したというふうな歴史的な事実もあるわけですか。ところが、最近ではそれが出ないというところで、そこからすでに水道水が取られていくわけでございますか。

私もいろいろ考えてみますのに、そういうふうな休鉱山でございまして、ふだんのときには流れている水の中にたいへん少ないけれども、たとえば非常に豪雨があつたときとか、あるいは地震があつたときとかというふうなあとに、かなり多量に流れ出はしまいかという心配をするわけでございまして。この前に砒素が出たというの、どうも聞いてみますとあの伊勢湾台風のしばらくしたあとの調査であつたというふうなことでございまして。この具体的な問題をいまの段階でここで取り上げるつもりはございせんが、一般論をいたしましてこういふ休鉱山が上流にありまう場合には、その下流から水道水を取るといふようなことは、かなり神経質にやらないとたいへんなことにもなると思うわけでございまして。その点、特にこの水道水を取られる場合に、普通の水道を引かれる場合とは別に、休鉱山が上流にあるとい

うようなときには特別に何かそういうふうなチェックをしておみえになるかどうか、もう一度ちょっとお聞きしたいと思うのです。

○浦田政府委員 御指摘の高山市の水道の拡張工事についてお話し上げたら具体例でもってよろしいかと思いますが、高山市の水道の拡張工事につきましては、確かにそういった市民の方の一部の不安もございまして、したがって、私どももいたしましては、給水の面については十分に安全性が確保されておると思っておりますが、なお取水面につきましては十分に定期的な、というより毎日でございますが、検査を続行いたしまして、不安を取り除くようにというふうに指導いたしまして、それは実行されているはずでございます。

(田中(六)委員長代理退席、浦田委員長着席)
それから、やはり原因となりまして、廃坑でございまして、これらにつきましても、地震その他災害のときにくずれないように防護工事をする等の予防手段をとらせるように、これも厳密に指導いたしております。

それから一般的な例をいたしまして、そのような箇所を上流に持っているという水道計画につきましても、事前に十分調査をし、検査をして安全性を確かめて工事を進めるように指導いたしたいと考えております。

また、地震、災害等のとき、あるいは洪水等のときは水そのものの濁度が非常に増すとかいうことでございまして、そういったときには一時取水を停止するというふうに指導いたしております。

○坂口委員 ひとつ飲み水のことでございまして、そういうふうな地形のところは十分注意をしておやりをいただきたいと思うわけでございまして。

また、通産省のほうにお伺いしたいわけでございまして、いろいろこの総点検をなさいます場合に、検査の対象となります重金屬、これはどんなものが含まれておりますか。お聞きしたいのは、砒素だとか、鉛だとか、亜鉛だとかいうようなものも入っているかどうかということをお聞きしたいわけですか。

○青木政府委員 砒素、鉛、亜鉛、すべて入っております。

○坂口委員 これは先ほどの島本議員の御質問の中にもあるいはあつたかと思ひますけれども、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律がございまして、この中では、砒素だとか、鉛だとか、亜鉛と

いうようなのは除かれておるわけでございまして、除かれておるすね。それで休鉱山等がありまして、その下のところに、あるいはその周囲に田畑がかなりある場所があると思うのです。その場合に、もしもその鉱山からいろいろのそういうふうな重金屬が流れ出れば、当然その地域の土壌というのは汚染をされると思ふべきではない。ところが、この農用地の場合にはカドミウムと銅が入っておりますけれども、砒素だとか、鉛とかいうのは入っていないのか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○岡安政府委員 土壌汚染防止法によりましては、有害物質につきましては政令でこれを指定するといふことになっておまして、現在カドミウムと銅だけが指定されておまして、お話しした砒素、鉛等につきましても、やはり土壌中に含まれます砒素、鉛の量と、それからその土壌で生産されます農産物中にどれだけこれが移行するかというふうなメカニズムの調査を現在いたしておりますので、それらの結果をまわしてできるだけ早く有害物質に指定をいたしまして規制の対象にいたすといふことを考えておる次第でございます。

○坂口委員 そういたしますと、これは間もなく取り入れていただくというふうな解釈してよろしゅうございましてでしょうか。環境庁長官、先ほど向こうのほうの環境庁のほうの会議のときにお話が出ておりましたが、法律というものは、そのときどきに合ったように常にこれは変えていかなければならぬのだという御見解であつたように承りました。長官から、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の中に、砒素だとか鉛、亜鉛、これを入れるといふことについてひとつ御見解を承りました。

いと思います。

○三木国務大臣 土壌汚染の中にはカドミウムだけですが、これはやはりもう少し範囲を広げて、(坂口委員「カドミウムと銅の二つ」と呼ぶ)これはそのような方向で検討をいたすことにいたします。

○坂口委員 ありがとうございます。ひとつ早速にお願いをしたいわけでございます。

それから、時間があるまいので次に移らせていただきますが、この水質汚濁防止法、この中十九条に損害賠償の項がございますが、ここに有害物質と定めた日以後の賠償というふうになっておりますが、これについて一つの休鉱山なら休鉱山があつて、その地域でその住民に何か異常が起つた。その場合に、その因果関係ははっきりわからない。ところが何か起つた。そのあとで、その中に含まれておる何かの物質と、それからその疾病との間に何らかの因果関係があるということとがあとでわかつた。その物質が新しい有害物質であつたら、それは有害物質と定めた日以後の賠償というふうになっておられますけれども、これはそういうふうな私理解しているのですけれども、もしもそれだつたら、ちょっとその辺が理解ができていくので御説明をいただきたいと思ひます。

○船後政府委員 水質汚濁防止法の第十九条は無過失責任を規定したものでございますが、この第二項によりまして、新たに有害物質となつたものにつきましては、この規定は、有害物質となつた日以後の水質にかかわる損害について適用があるというところになるわけでございます。このように定めておりますのは、無過失責任は、被害者の側におきまして故意、過失の立証を要しない。民法の原則といたしております過失責任主義の大きな例外をなすものでございますから、したがひまして、物質を特定しておるということになるわけでございます。

しかしながら、ただいま御指摘がございましたように、被害が起つた状態においては有害物質

であるかどうか全くわからないというふうなものにつきまして損害賠償の責めがあるかどうかというものは、過失責任主義のもとにおきまして責めに任ずることになるわけでございます。個々のケースに即しまして故意、過失の立証ということが行なわれる。その故意、過失の立証につきましては、御承知のとおり最近の判例、これはすべて過失責任主義のもとにおける判決でございますが、最近の判例はかなりゆるやかな立証になっておるという状況でございます。

○坂口委員 この点についてもう一つだけお聞きしておきたいと思ひますが、そういったと、その有害物質がその疾病との間に因果関係があるというところがわかつて、その有害物質が既存の、既存のものであるというふうなものであつた。たとえば水銀なら水銀みたいなものとの関係があつたという場合にはさかのぼるわけでございますが、お聞きしたいと思ひます。

○船後政府委員 第十九条の無過失責任の対象となつておる有害物質は、水質汚濁防止法によりまして有害物質として規制したおる物質でございます。したがひまして、行政規制の面におきましては、物質が人間の健康というものに環境を通じて重大な影響があるということが判明いたしましたれば、当然取り締まりの対象として有害物質に指定するわけでございます。そういう規定されておる有害物質によつて被害が生じますれば、その場合には、この十九条の規定によりまして故意、過失の立証は要しないということになります。

○坂口委員 そういたしますと、私はそこたいへんわかりにくくなるわけでございますが、たとえばいままで明らかになつた物質ではなくても、それがはつきりと因果関係が証明されればやはりその以前にさかのぼるというふうに変更すべきではないかと思ひますが、この点いかがでございますか、もう一度お願いしたいと思ひます。

○船後政府委員 民法の原則といたしましては、

七百九条に不法行為の規定がございますが、やはり行為者におきまして、故意または過失責任を前提といたしておるわけでございます。したがひまして、無過失を規定した条文は、この水質汚濁防止法のほかには鉱業法等にも例があるわけでございます。いずれにいたしましても、あとからさかのぼつて無過失を適用するということは法秩序の維持の点からきわめて問題がある、かように考えております。

○坂口委員 この問題は、ほんとうはもう少しお聞きしたいのですが、時間がございませんで、日をあらためて、私も勉強させていただいてお聞かせいただきたいと思います。

次に、いわゆる休廃止鉱山における鉱害の問題というのはいままでたくさんございましたが、それは企業にも責任はございましたが、私は通産省のほうにもあつたと思ひわけでございます。なぜなら、鉱業法の百九条に賠償の義務というふうな項目がございます。それからもう一つは、鉱山保安法の第二十六条に、五年間の間は通産省が鉱害を防止することに對して命令権があるというふうな法律がございます。この法律の運用というものは、現在までどういうふうになつていたのかというところをお聞きしたいわけでございます。

○青木政府委員 鉱業法百九条は、鉱害につきましては無過失責任制度をとつてゐる制度でございます。したがひまして、鉱山の活動によりまして被害を受けた被害者は、過失あるいは故意を証明せずして賠償責任を追及することができわけでございます。たとえて言いますならば、最近の例で言いますならば、イタイイタイ病に關しましては、この法律の適用によりまして、故意または過失の証明なしに三井金属鉱業に賠償責任が課せられたという運用になつておるわけでございます。

それから二十六条の命令は、鉱業をやめましたあと五年間は通産大臣が公害防止上の措置につきまして命令ができるということでございます。この命令は、適宜私どもとして必要がある場合に

発動しておるわけでございます。

○坂口委員 この保安法の第二十五条、それから第二十六条についての通産省の命令交付状況の一覧表というのを私にいただいております。これを見させていただきますと、これができました昭和二十四年から四十五年までの間は全然ない。四十六年からあとに実質的には何回かの命令交付状況というのがございます。

私は、この問題をここで詳しく申し上げようというわけでは決してございせん。こういうふうなやろうと思へばできる法律があるのに、それがつくられたままで全然それが運用されずに二十四年から四十五年まで来ておるということでございます。この間全然それじゃ何もなかつたかという、私はあつたと思ふのです。四十六年からせきを切つたようにだだだだつとこつて来ておるわけでございます。私はなぜこんなことを申し上げるのかといふと、今回新しいきょう審議をしております法律ができるわけでございますけれども、いかに法律ができるけれども、こういうふうな運用上の欠陥がありますと何にもならないということでございます。そういうふうな意味で、新しい法律ができるのはけつこうでございますが、この保安法のようにつくりはしたけれども、長い間、二十年も近くの間何にも運用されずそのままにやつてゐる、こういうことがあつてはどうにもならないと私は思ふわけでございます。

そこで通産大臣に最後にひとつ今後の新しいこの法律のことに對する姿勢なるものをお聞かせいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 やはり法律ができます場合には、法律の条文もさることながら、官庁も含めた社会意識というものが非常に重要であらうと思ひます。公害問題等に関する社会意識がこれだけ高まつてまいりまして、そのまわりの力に作用されて法律の寛厳のおのの時を得るようになつてきておるわけでございます。したがひまして、いままでそういう法律があつても、基準がなかつたとか、基準をつくる意欲が自覚されなかつたとか、そう

いうポイントは私はあつたんだろうと思います。
しかし、幸いにこういうふうな社会意識が広
まってきたりまして、官庁自体も戦々恐々として
公害問題に取り組むようになってまいりました。
今回の法律をつくるにあたりましては、われわれ
は単に法律の条文だけでなくして、官庁自体のそ
ういうものごとに対する心がまえをよくわれわれ
の吏僚に伝えまして遺憾なきを期したいと思いま
す。

○坂口委員 時間がなくなりましたので、いま通
産大臣からお聞きいたしました、ひとつこうい
うふうなことがないように、保安法だつて四十六
年まで全然そういうふうな社会的な意識の場で問
題になつていなかったことはなかったと思うので
す。これはもう四十年からいろいろ問題が出
ていたわけです。しかしながら、四十六年まで運
用されていなかったというふうな実例がござい
ます。ひとつその点、今後ともよろしく願ひし
たいと思います。

あと二、三お聞きしたいことがありますが、時
間が参りましたので、私は、きょうはこの辺でや
めさせていただきます。ありがとうございました。
○浦野委員長 以上で、本連合審査会は終了いた
しました。

これにて散会いたします。

午後七時十四分散会